

福祉のまちづくり条例施行規則（条文）

制定	平成5年3月26日	規則第15号	改正	平成7年6月30日	規則第44号
施行	平成5年10月1日		施行	平成7年7月1日	
改正	平成7年7月21日	規則第52号	改正	平成8年6月28日	規則第64号
施行	平成7年12月1日		施行	平成9年4月1日	
改正	平成11年3月31日	規則第48号	改正	平成14年6月14日	規則第64号
施行	平成11年4月1日		施行	平成14年10月1日	
改正	平成15年9月30日	規則第81号	改正	平成16年3月26日	規則第20号
施行	平成15年10月1日		施行	平成16年4月1日	
改正	平成16年6月30日	規則第62号	改正	平成17年9月30日	規則第73号
施行	平成16年7月1日		施行	平成17年10月1日	
改正	平成18年3月31日	規則第42号	改正	平成18年9月29日	規則第80号
施行	平成18年4月1日		施行	平成18年10月1日	
改正	平成19年9月28日	規則第62号	改正	平成20年3月31日	規則第28号
施行	平成19年9月30日		施行	平成20年4月1日	
改正	平成20年8月22日	規則第59号	改正	平成23年5月16日	規則第25号
施行	平成20年10月1日		施行	平成23年7月1日	
改正	平成24年6月29日	規則第38号	改正	令和元年6月28日	規則第7号
施行	平成24年7月1日		施行	令和元年7月1日	
改正	令和3年3月31日	規則第10号	改正	令和3年9月28日	規則第47号
施行	令和3年4月1日		施行	令和3年10月1日	
改正	令和3年12月27日	規則第53号	改正	令和7年3月31日	規則第26号
施行	令和4年4月1日		施行	令和7年6月1日	

（趣旨）

第1条 この規則は、福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

（公益的施設）

第2条 条例第1条第2項に規定する規則で定める施設は、別表第1のとおりとする。

（公共施設）

第3条 条例第1条第3項に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

（1）道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。以下「道路」という。）

（2）次に掲げる公園、緑地等の施設（以下「公園等」という。）

ア 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園

イ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地

ウ 勤労者総合福祉施設運営基金条例の一部を改正する条例（平成21年兵庫県条例第7号）附則第2項の規定による廃止前の勤労者総合福祉施設整備基金条例（昭和52年兵庫県条例第5号）第1条に規定する勤労者総合福祉施設整備基金がその整備の資金に充てられ、又は勤労者福祉基金条例（昭和56年兵庫県条例第4号）第1条に規定する勤労者福祉基金がその改修の資金に充てられた野外活動施設

（共同住宅等の施設の規模）

第4条 条例第1条第4項に規定する規則で定める規模は、別表第2のとおりとする。

（小規模購買施設等の施設）

第4条の2 条例第1条第8項に規定する規則で定める施設は、別表第2の2のとおりとする。

（公共車両）

第5条 条例第1条第9項に規定する規則で定める鉄道の車両及び乗合自動車は、次に掲げるものとする。

（1）鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第2条第12号に規定する旅客車

（2）道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車

（特定施設整備基準）

第6条 特定施設整備基準は、別表第3のとおりとする。

2 地形、敷地の状況、建築物の構造、沿道の利用の状況その他のやむを得ない理由により特定施設整備基準による整備が困難であると知事が認める場合は、当該基準によらないことができる。

（特定施設の建築等の届出）

第7条 条例第15条（条例第17条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、特定施設の建築等の工事に着手する日の30日前までに、特定施設（駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（駐車のために供する部分に、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する特殊の装置を用いる路外駐車場を除く。）及び道路法第2条第2項第7号に規定する自動車駐車場その他の自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）（以下「路外駐車場等」という。）を除く。）にあっては特定施設建築等（変更）届（様式第1号）、路外駐車場等にあっては路外駐車場等建築等（変更）届（様式第2号）により行わなければならない。

2 前項の届出書には、特定施設（路外駐車場等を除く。）の建築等の届出にあっては第1号から第7号まで及び第9号に掲げる図書、路外駐車場等の設置等の届出にあっては第1号、第8号及び第9号に掲げる図書、特定施設の建築等の変更の届出にあっては当該変更に係る第1号から第9号までに掲げる図書を添付しなければならない。

（1）方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

（2）縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別及び敷地の接する道路の位置を明示した配置図

（3）縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別及び敷地の接する道路の位置を明示した2面以上の敷地の断面図

（4）縮尺、方位、間取り、各室の用途、出入口の位置及び主要部分の寸法を明示した各階の平面図

（5）縮尺及び屋外から屋内に通ずる出入口（以下「外部出入口」という。）の位置を明示した2面以上の建築

物の立面図

- (6) 縮尺及び床の高さを明示した2面以上の建築物の断面図
- (7) 知事が別に定める様式による特定施設の整備の計画を記載した調書
- (8) 車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用できる駐車施設を明示した駐車場の平面図
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書（特定施設の建築等に係る軽微な変更）

第8条 条例第17条に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定施設の規模の変更のうち、特定施設整備基準の適用の変更を伴わないもの
- (2) 高齢者等の安全かつ快適な特定施設の利用の見地から支障がないと認められる変更（工事の完了の届出）

第9条 条例第18条の規定による届出は、特定施設（路外駐車場等を除く。）にあっては特定施設工事完了届（様式第4号）、路外駐車場等にあっては路外駐車場等工事完了届（様式第5号）により行わなければならない。（適合証）

第10条 条例第19条第2項に規定する規則で定める適合証の様式は、様式第6号のとおりとする。

（通知をもって届出に代える法人）

第11条 条例第21条第1項に規定する規則で定める法人は、別表第4のとおりとする。

（特定施設の建築等の通知）

第12条 条例第21条第2項の規定による通知は、特定施設（公共施設を除く。）の建築等の工事に着手する日の30日前までに、公益的施設（路外駐車場等を除く。）及び共同住宅等の施設にあっては公益的施設等建築等通知書（様式第7号）、路外駐車場等にあっては路外駐車場等建築等通知書（様式第8号）、公共施設にあっては公共施設新設等通知書（様式第9号）により行わなければならない。この場合において、公共施設に係る通知は、年度ごとに当該年度分について行うものとする。

2 前項の通知書には、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書を添付しなければならない。

- (1) 公益的施設等建築等通知書 第7条第2項第1号から第7号まで及び第9号に掲げる図書
- (2) 路外駐車場等建築等通知書 第7条第2項第1号、第8号及び第9号に掲げる図書
- (3) 公共施設新設等通知書 工事箇所図及び公共施設（道路を除く。）に係る通知にあっては、知事が別に定める様式による公共施設の整備の計画を記載した調書（整備状況に関する情報の公表）

第12条の2 条例第24条の2に規定する規則で定める用途及び規模は、別表第4の2のとおりとする。

2 条例第24条の2に規定する規則で定める情報は、次に掲げる事項（特定施設整備基準に該当するものに限る。）とする。

- (1) 主要な出入口の戸の形式
- (2) エレベーターの有無及びエレベーターがある場合には車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができるエレベーターの有無
- (3) 車椅子使用者及び人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者（以下「オストメイト」という。）が安全かつ快適に利用することができる便所の有無
- (4) 乳幼児を同伴する者に対応した設備の整備状況
- (5) ホテル又は旅館（以下「ホテル等」という。）にあっては、車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができる客室（以下「車椅子利用者利用客室」という。）の有無、点灯及び音声により非常時の情報を知らせるための装置を備えた客室の有無並びに車椅子利用者利用客室以外の高齢者等の利用に配慮した客室の数
- (6) 敷地内の通路上の段差の状況並びにスロープ及び視覚障害者を誘導するための設備の有無
- (7) 駐車場の有無及び駐車場がある場合には車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができる駐車施設（以下「車椅子利用者利用駐車施設」という。）の有無
- (8) 案内所、案内板及び視覚障害者が利用することができる案内設備の整備状況並びに当該案内設備まで視覚障害者を誘導するための設備の有無
- (9) 劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂（以下「劇場等」という。）のうち、固定式の観覧席又は客席（以下「観覧席等」という。）を設ける施設にあっては、車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子利用者利用区画」という。）及び集団補聴設備の有無
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 前項各号に掲げる事項の表示は、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 日本産業規格 J8210 に定められている図記号（以下「JIS適合図」という。）を用いる等、高齢者等に分かりやすく表示すること。
- (2) 前項第2号、第3号及び第5号から第9号までに掲げる事項のうち、設備等の有無を表示することとされている事項にあっては、当該設備等が整備されていない場合においても、その旨を表示すること。

4 条例第24条の2に規定する規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- (1) インターネットの利用
- (2) パンフレットその他これに類するものへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

5 条例第24条の2の規定による情報の公表は、原則として前項第1号に掲げる方法により行わなければならない。

（特別特定建築物に追加する工場の床面積）

第12条の2の2 条例第24条の4第7号に規定する工場の床面積には、全ての生産工程が自動化されること等により通常は人が立ち入らない部分（以下「人が立ち入らない部分」という。）の床面積を含まないものとする。（建築の規模）

第12条の3 条例別表第1に規定する規則で定める基準規定及び規模は、次項に定めるもののほか、別表第4の3のとおりとする。

2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第11条から第22条までの規定を政令第23条第2号から第6号までに掲げる建築物の部分に適用させる場合にあ

っては、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあつては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計2,000平方メートル以上（公衆便所にあつては、50平方メートル以上）の規模とする。

（建築物移動等円滑化基準に付加する事項）

第12条の4 条例第24条の6第1項に規定する規則で定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次の各号に掲げる特別特定建築物（条例第24条の3に規定する特別特定建築物をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

（1）次号に掲げるもの以外の特別特定建築物 別表第4の4に定めるもの

（2）政令第10条第2項に規定する条例対象小規模特別特定建築物 政令第11条から第18条まで、第19条（政令第26条第1項において読み替えて準用する場合を除く。）、第21条、第22条、第23条（第1号に係る部分に限る。）、第24条及び第25条に定めるもの並びに別表第4の4に定めるもの

2 政令第5条第1号に規定する公立小学校等及び条例第24条の4に規定する特定建築物の建築をする場合における別表第4の4の規定の適用については、同表の規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

（制限の緩和）

第12条の5 条例第24条の6第3項の規定による認定を受けようとする者は、建築物移動等円滑化基準緩和認定申請書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

（1）建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書の写し（建築物の構造に係る図書のうち知事が別に定めるものを除く。）

（2）知事が別に定める様式による特別特定建築物の建築の計画を記載した調書

（3）前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

（小規模購買施設等整備基準）

第12条の6 小規模購買施設等整備基準は、別表第4の5のとおりとする。

（小規模購買施設等の施設の建築等の届出）

第12条の7 条例第24条の9（条例第24条の11において準用する場合を含む。）の規定による届出は、小規模購買施設等の施設の建築等の工事に着手する日の30日前までに、小規模購買施設等建築等（変更）届（様式第10号の2）により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書（小規模購買施設等の施設の建築等の変更の届出にあつては、当該変更に係るものに限る。）を添付しなければならない。

（1）方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

（2）縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別及び敷地の接する道路の位置を明示した配置図

（3）縮尺、方位、間取り、各室の用途、出入口の位置及び主要部分の寸法を明示した各階の平面図

（4）知事が別に定める様式による小規模購買施設等の施設の整備の計画を記載した調書

（5）前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

（小規模購買施設等の施設の建築等に係る軽微な変更）

第12条の8 条例第24条の11に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

（1）小規模購買施設等の施設の規模の変更のうち、小規模購買施設等整備基準の適用の変更を伴わないもの

（2）高齢者等の安全かつ快適な小規模購買施設等の施設の利用の見地から支障がないと認められる変更

（小規模購買施設等の施設の建築等の通知）

第12条の9 条例第24条の12第1項の規定による通知は、小規模購買施設等の施設の建築等の工事に着手する日の30日前までに、小規模購買施設等建築等通知書（様式第10号の4）により行わなければならない。

2 前項の通知書には、第12条の7第2項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

（住宅整備基準）

第13条 住宅整備基準は、別表第5のとおりとする。

2 心身の状況により住宅整備基準による整備が適当でない場合は、当該基準によらないことができる。

（届出を要する共同住宅の規模）

第14条 条例第29条に規定する規則で定める規模は、一の建築物に存する戸数21戸とする。

（共同住宅の建築等の届出）

第15条 条例第29条（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、共同住宅の建築等の工事に着手する日の30日前までに、共同住宅建築等（変更）届（様式第11号）により行われなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

（1）知事が別に定める様式による共同住宅の整備の計画を記載した調書

（2）前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

（共同住宅の建築等に係る軽微な変更）

第16条 条例第31条に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

（1）共同住宅の規模の変更のうち、住宅整備基準の適用の変更を伴わないもの

（2）高齢者等の安全かつ快適な共同住宅の利用の見地から支障がないと認められる変更

（共同住宅の建築等の通知）

第17条 条例第32条第1項の規定による通知は、共同住宅の建築等の工事に着手する日の30日前までに、共同住宅建築等通知書（様式第13号）により行わなければならない。

2 前項の通知書には、第15条第2項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

（福祉のまちづくりアドバイザーの登録の要件）

第17条の2 知事は、次に掲げる者のうちから、条例第33条の3第1項の規定による登録を行うものとする。

（1）福祉のまちづくりに関する識見を有する高齢者等であつて、知事が指定する研修を受講した者

（2）福祉のまちづくりに関する専門的知識を有する者であつて、知事が指定する建築又は福祉に関する資格を有する者

（3）前2号に掲げる者と同等以上の識見又は専門的知識を有すると知事が認める者

（福祉のまちづくりアドバイザーのあつせん）

第17条の3 条例第33条の3第3項の規定による福祉のまちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）

のあつせんを求めようとする者は、福祉のまちづくりアドバイザーあつせん申請書（様式第14号）により申請しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 第7条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる図書
 - (2) 知事が別に定める様式による高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮した特定施設の運営の状況又は計画を記載した調書
 - (3) 特定施設の整備を予定している場合にあっては、工事工程表
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書
- 3 知事は、第1項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、アドバイザーのうちから、当該申請に係る特定施設の整備及び運営に関する点検及び助言を行う者として適当と認める者をあつせんするものとする。

（県民参加型特定施設の認定）

第17条の4 条例第33条の4の規定による認定（以下この条から第17条の6までにおいて「認定」という。）は、認定を受けようとする特定施設の所有者又は管理者（以下「特定施設の所有者等」という。）の申請に基づき行うものとする。

- 2 前項の申請をする者は、県民参加型特定施設認定申請書（様式第15号）に、次に掲げる図書を添付して、これらを知事に提出しなければならない。
 - (1) 前条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる図書
 - (2) 県民の参画と協働による高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮した特定施設の整備及び運営の状況に関する図書
- 3 前項第2号に掲げる図書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) アドバイザーによる点検及び助言その他の県民の参画と協働により提示された整備及び運営に関する意見の内容
 - (2) 前号の意見を受けて行う特定施設の整備又は運営の措置の状況
- 4 知事は、第1項の申請があった場合において、当該申請に係る特定施設が、前項第1号の意見の内容を適切に反映して整備及び運営が行われているものと認めるときは、当該特定施設を県民参加型特定施設として認定するものとする。
- 5 知事は、認定をしたときは、申請をした者に対し、知事が別に定める認定証を交付するものとする。

（報告の徴収等）

第17条の5 知事は、必要があると認めるときは、認定を受けた特定施設の所有者等に対し、当該認定に係る特定施設の整備又は運営の状況の報告を求めることができる。

- 2 知事は、前項の報告があったときは、当該認定を受けた特定施設の所有者等に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。
- （認定の取消し）

第17条の6 知事は、認定を受けた特定施設が当該認定の内容に従った整備又は運営が行われていないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

（勧告に従わない場合の公表）

第18条 条例第35条の規定による公表は、兵庫県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

- 2 条例第35条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 住所並びに法人にあっては、その名称及び代表者の氏名
 - (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成5年10月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 神戸市の区域における条例第13条から第21条まで及び第35条の規定（公益的施設及び公共施設の整備に係る部分に限る。）の適用に係る条例附則第2項に規定する規則で定める日は、平成12年9月30日とする。

附 則（平成7年6月30日規則第44号）

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成7年6月30日規則第46号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成7年7月21日規則第52号）

この規則は、平成7年7月21日から施行する。

附 則（平成8年6月28日規則第64号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定（「第29条」を「第35条」に改める部分を除く。）は、平成8年7月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第48号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年6月14日規則第64号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。ただし、別表第1第1の部1の項(7)の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月30日規則第81号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第4 7の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月26日規則第20号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年6月30日規則第62号）

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

- 附 則（平成17年9月30日規則第73号）
この規則は、平成17年10月1日から施行する。
- 附 則（平成18年3月31日規則第42号）
この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則（平成18年9月29日規則第80号）
この規則は、平成18年10月1日から施行する。
- 附 則（平成19年9月28日規則第62号抄）
（施行期日）
- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第7条中福祉のまちづくり条例施行規則別表第1の第1の部5の項の改正規定 学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日
 - (2) 第7条中福祉のまちづくり条例施行規則別表第1の第1の部11の項(4)の改正規定 平成19年9月30日
 - (3) 第7条中福祉のまちづくり条例施行規則別表第1の第1の部11の項(13)の改正規定 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第115号）の施行の日
 - (4) （略）
- 附 則（平成20年3月31日規則第28号）
この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則（平成20年8月22日規則第59号）
この規則は、平成20年10月1日から施行する。ただし、（中略）第4条中福祉のまちづくり条例施行規則第5条並びに別表第1の第1の部1の項(7)及び10の項(2)並びに第2の部1の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成23年5月16日規則第25号）
（施行期日）
- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。
（類似の用途）
- 2 福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（平成22年兵庫県条例第42号）附則第3項の規則で指定する類似の用途は、当該特別特定建築物（同条例による改正後の福祉のまちづくり条例（以下「改正後の条例」という。）第24条の4の規定により追加した特定建築物を含み、改正後の条例第24条の5に規定する規模以上の用途の変更を行うものをいう。）が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。
- (1) 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）
 - (2) 劇場、映画館又は演芸場
 - (3) 集会場又は公会堂
 - (4) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - (5) ホテル又は旅館
 - (6) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
 - (7) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - (8) 博物館、美術館又は図書館
- 附 則（平成24年6月29日規則第38号）
この規則は、平成24年7月1日から施行する。
- 附 則（令和元年6月28日規則第7号抄）
（施行期日）
- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
附 則（令和3年3月31日規則第10号抄）
（施行期日）
- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定による申請書その他の書類については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定（以下この項において「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。
- 附 則（令和3年9月28日規則第47号）
（施行期日）
- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第7条、第12条の4第2項、別表第3第2の13の項及び14の項並びに同表第3の歩道の項の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の福祉のまちづくり条例施行規則様式第10号、様式第14号及び様式第15号については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前の福祉のまちづくり条例施行規則様式第10号、様式第14号及び様式第15号（以下「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。
- 附 則（令和3年12月27日規則第53号）
（施行期日）
- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の福祉のまちづくり条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第4の4の7の項(1)アからウまで、(3)及び(4)の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する建築（用途の変更をしてホテル又は旅館（以下「ホテル等」という。）にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をしたホテル等の維持について適用し、この規則の施行日前に着手した建築及び当該建築をしたホテル等の維持については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に存するホテル等で、ホテル等の用途相互間における用途の変更をするものについては、改正後の規則別表第4の4の7の項(1)アからウまで、(3)及び(4)の規定は、適用しない。

附 則（令和7年3月31日規則第26号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の福祉のまちづくり条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第3の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する特定施設の建築等（福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号。次項において「条例」という。）第14条に規定する特定施設の建築等をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に着手した特定施設の建築等については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則別表第4の3及び別表第4の4の規定は、施行日以後に着手する建築（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第21号に規定する建築をいい、用途の変更をして特別特定建築物（同条第19号に規定する特別特定建築物をいい、条例第24条の4各号に掲げるものを含む。以下同じ。）にすることを含む。以下同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、施行日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。
- 4 改正後の規則様式第2号及び様式第8号については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前の福祉のまちづくり条例施行規則様式第2号及び様式第8号（以下「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。

別表第1（第2条関係）

施設の用途	施設の規模
1 学校	全ての規模
2 病院又は診療所（以下「病院等」という。）	
3 劇場等	
4 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署（以下「官公署」という。）	
5 次に掲げる社会福祉施設（以下「老人ホーム等」という。） (1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (2) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
6 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（以下「運動施設」という。）	
7 博物館、美術館又は図書館（以下「博物館等」という。）	
8 銀行、質屋その他これらに類するサービス業を営む店舗（以下「銀行等」という。）	
9 自動車教習所	
10 次に掲げる公共の交通機関の施設（以下「公共の交通機関の施設」という。） (1) 鉄道の駅又は軌道の停留場及びこれらと一体として利用者の用に供する施設（以下「鉄道駅等」という。） (2) 車両の停車場又は船舶若しくは飛行機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの（別表第4の3及び別表第4の4において、「停車場等」という。）	
11 公衆便所	
12 公共用歩廊	
13 地下街又は建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道を合わせたもの（以下「地下街等」という。）	
14 展示場	床面積の合計 100 平方メートル以上の規模
15 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（以下「物販店舗」という。）	
16 ホテル等	
17 遊技場	
18 公衆浴場	
19 飲食店	
20 理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗（以下「理髪店等」という。）	
21 クリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗（以下「クリーニング取次店等」という。）	
22 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの（以下「学習塾等」という。）	
23 路外駐車場等	自動車の停留又は駐車のために供する部分の床面積の合計 500 平方メートル以上の規模

別表第2（第4条関係）

施設の用途	施設の規模
1 共同住宅	床面積の合計 2,000 平方メートル以上又は戸数の合計 21 戸以上の規模
2 寄宿舍	床面積の合計 2,000 平方メートル以上又は室数の合計 51 室以上の規模
3 事務所又は工場（以下「事務所等」という。）	床面積（人が立ち入らない部分の床面積を除く。）の合計 3,000 平方メートル以上の規模

別表第2の2（第4条の2関係）

施設の用途	施設の規模
1 展示場	床面積の合計100平方メートル未満の規模
2 物販店舗	
3 ホテル等	
4 遊技場	
5 公衆浴場	
6 飲食店	
7 理髪店等	
8 クリーニング取次店等	
9 学習塾等	

別表第3（第6条関係）

第1 公益的施設（公共の交通機関の施設を除く。）及び共同住宅等の施設に関する整備基準

整備箇所	整備基準	
	事項	適用規模
1 高齢者等が安全かつ快適に利用できる経路（以下「高齢者等利用経路」という。）	(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上（オに掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者等利用経路にすること。 ア 公益的施設（公共の交通機関の施設を除く。）及び共同住宅等の施設（以下「公益的施設等」という。）に、高齢者等が利用する居室（以下「高齢者等利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該高齢者等利用居室（劇場等の施設であって、当該高齢者等利用居室に車椅子使用者利用区画を設けるときは、当該車椅子使用者利用区画）までの経路（学校又は共同住宅等の施設であって、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに高齢者等利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。） イ 公益的施設等が共同住宅又は寄宿舍である場合 道等から当該共同住宅の住戸又は当該寄宿舍の寝室までの経路（当該住戸及び寝室の出入口並びに1の階と他の階との間の上下の移動に係る部分を除く。） ウ 公益的施設等又はその敷地に車椅子使用者利用便房（車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができるものとして知事が定める構造の便房をいう。以下同じ。）を設ける場合 高齢者等利用居室（当該公益的施設等に高齢者等利用居室が設けられていないときは道等、劇場等の施設であって当該高齢者等利用居室に車椅子使用者利用区画を設けるときは当該車椅子使用者利用区画。エにおいて同じ。）から当該車椅子使用者利用便房までの経路 エ 公益的施設等又はその敷地に車椅子使用者利用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者利用駐車施設から高齢者等利用居室までの経路 オ 公益的施設等が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）	別表第1及び別表第2に掲げる規模（以下「基準規模」という。）
	(2) 高齢者等利用経路上に段又は階段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	
2 出入口	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する（以下「視覚障害者等が利用する」という。）主たる外部出入口の前後（風除室内を含む。）には、視覚障害者に対し出入口の存在の警告	基準規模

	を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。	
	(2) 高齢者等利用経路を構成する出入口（外部出入口に限る。）は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、80センチメートル以上であること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。 ウ 戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。 エ 戸の前後に高低差を設けないものであること。	(7) アからウまでに掲げる事項にあっては、基準規模とする。 (イ) エに掲げる事項にあっては、床面積の合計 1,000 平方メートル以上の規模とする。ただし、公衆便所にあつては、床面積の合計 50 平方メートル以上の規模とする。
	(3) 高齢者等利用経路を構成する出入口（外部出入口を除く。）は、(2) のアからエまでに掲げるものとする。	次に掲げる公益的施設等の区分に応じ、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。 ア イ及びウに掲げるものを除く公益的施設等 基準規模 イ 次に掲げる公益的施設等 床面積の合計 1,000 平方メートル (7) 銀行等 (イ) 地下街等 (ウ) 物販店舗 (エ) 遊技場 (オ) 公衆浴場 (カ) 飲食店 (キ) 理髪店等 (ク) クリーニング取次店等 (ケ) 学習塾等 (コ) 路外駐車場等 ウ 次に掲げる公益的施設等 床面積の合計 2,000 平方メートル (7) ホテル等 (イ) 共同住宅 (ウ) 寄宿舍
3 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	(1) 高齢者等が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。 ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 イ 次に掲げる公益的施設等にあつては、側面の高さ 75 センチメートルから 85 センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 (7) 病院等 (イ) 老人ホーム等（主として高齢者又は障害者が利用するものに限る。） ウ 視覚障害者等が利用する階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。以下同じ。）の上端及び下端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる部分にあっては、この限りでない。 (7) 勾配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端又は下端に近接する廊下等の部分 (イ) 高さが 16 センチメートルを超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端又は下端に近接する廊下等の部分 (ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける廊下等の部分	基準規模
	(2) 高齢者等利用経路を構成する廊下等は、(1) のアからウまでに掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ア 幅は、120 センチメートル以上であること。 イ 50 メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けるものであること。 ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であつて、かつ、その前後に高低差を設けないものであること。	床面積の合計 2,000 平方メートル以上の規模。ただし、公衆便所にあつては、床面積の合計 50 平方メートル以上の規模とする。
	(3) 次に掲げる公益的施設等にあつては、高齢者等利用経路上に壁、固定式のついたて等により外部から見通すことができない授乳所を 1 以上設けること。ただし、授乳室を設ける場合は、この限りでない。	床面積の合計 5,000 平方メートル以上の規模

	ア 病院等 イ 劇場等 ウ 運動施設 エ 博物館等 オ 展示場 カ 物販店舗 キ ホテル等 ク 飲食店	
	(4) 固定式の記載用のカウンター又は公衆電話台を設ける場合には、それぞれそのうち 1 以上を高齢者等利用経路上に設け、かつ、次に掲げるものとする。 ア 高さは、70 センチメートルから 80 センチメートルまでであること。 イ 下部に高さ 65 センチメートル以上であって、かつ、奥行き 45 センチメートル以上の空間を設けるものであること。	基準規模
4 階段	高齢者等が利用する階段は、次に掲げるものとする。 (1) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (2) 踊場を含め、側面の高さ 75 センチメートルから 85 センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 (3) (2) に掲げる手すりを両側に設けるものであること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。 (4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものであること。 (5) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造であること。 (6) 蹴込板及び滑り止めを設けるものであること。 (7) 側面が壁でない場合には、側板又は 5 センチメートル以上の立ち上がり設けるものであること。 (8) 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 (9) 視覚障害者等が利用する階段の段がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる踊場の部分は、この限りでない。 ア 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける階段の踊場の部分 イ 当該踊場が、踏幅 150 センチメートル未満である場合の、段がある部分の下端に近接する踊場の部分	(7) (1)、(2) 及び (4) から (9) までに掲げる事項にあつては、基準規模とする。 (イ) (3) に掲げる事項にあつては、床面積の合計 2,000 平方メートル以上の規模とする。
5 傾斜路	(1) 高齢者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものとする。 ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 イ 勾配が 20 分の 1 を超え、又は高さが 16 センチメートルを超える傾斜がある部分には、踊場を含め、側面の高さ 75 センチメートルから 85 センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであること。 エ 勾配が 20 分の 1 を超え、かつ、側面が壁でない場合には、側板又は 5 センチメートル以上の立ち上がり設けるものであること。 オ 視覚障害者等が利用する傾斜路の傾斜がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる踊場の部分にあつては、この限りでない。 (7) 勾配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分 (イ) 高さが 16 センチメートルを超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分 (ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける傾斜路の踊場の部分 (エ) 当該踊場が、踏幅 150 センチメートル未満である場合の、傾斜がある部分の下端に近接する踊場の部分 (2) 高齢者等利用経路を構成する傾斜路は、(1) のアからオまでに掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ア 幅は、階段に代わるものにあつては 120 センチメートル以上、階段に併設するものにあつては 90 センチメートル以上であること。 イ 勾配は、12 分の 1 を超えないものであること。ただし、高さが 16 センチメートル以下のものにあつては、8 分の 1 を超えないもので	基準規模 (7) アに掲げる事項にあつては、床面積の合計 2,000 平方メートル以上の規模とする。ただし、公衆便所にあつては、床面積の合計 50 平方メートル以上の規模とする。

	あること。 ウ 高さが 75 センチメートルを超えるものにあつては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けるものであること。	る。 (イ) イ及びウに掲げる事項にあつては、基準規模とする。
6 エレベーターその他の昇降機	(1) 高齢者等利用経路を構成するエレベーター（(4)に掲げる昇降機を除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。 ア 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、高齢者等利用居室、車椅子使用者利用便房又は車椅子使用者利用駐車施設のある階及び地上階に停止するものであること。 イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80 センチメートル以上であること。 ウ 籠の幅は、140 センチメートル以上であつて、奥行きは 135 センチメートル以上であること。 エ 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であること。 オ 籠内の左右両面の側板に、高さ 75 センチメートルから 85 センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 カ 籠内に、戸の開閉状態を確認できる鏡を設けるものであること。 キ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けるものであること。 ク 籠内に、文字及び音声により非常時の情報を知らせる装置を設けるものであること。 ケ 籠内に、点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 コ 籠及び昇降路の出入口に、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けるものであること。 サ 籠内及び乗降ロビーに、高さ 80 センチメートルから 110 センチメートルまでを標準として車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けるものであること。 シ 乗降ロビーは、高低差がないものであつて、その幅及び奥行きは、150 センチメートル以上であること。 ス 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けるものであること。 セ 視覚障害者等が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、アからスまでに掲げるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるエレベーター及びその乗降ロビーは、この限りでない。 (7) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けるものであること。 (イ) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が使用しやすい位置とは別の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該別の位置に設ける制御装置に限る。）は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により、視覚障害者が容易に操作することができる構造であること。 (ウ) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けるものであること。	床面積の合計 2,000 平方メートル以上の規模。ただし、次に掲げる公益的施設等にあつては、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。 a 公衆便所 床面積の合計 50 平方メートル b 路外駐車場等 基準規模
	(2) 共同住宅（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設けるものを除く。）にあつては、次に掲げるエレベーターを設けること。 ア 高齢者等利用経路と連結するものであること。 イ 籠の幅は 100 センチメートル以上であつて、奥行きは 110 センチメートル以上であること。 ウ (1) のア、イ及びオからスまでに掲げるものであること。	床面積の合計 2,000 平方メートル以上の規模
	(3) 籠の幅が 100 センチメートル以上であつて、かつ、奥行きが 110 センチメートル以上の高齢者等が利用するエレベーターを設ける場合には、そのうち 1 以上を(1)のア、イ及びオからスまでに掲げるものとする。ただし、(1)又は(2)に掲げるエレベーターを設ける場合を除く。	床面積の合計 1,000 平方メートル以上の規模
	(4) 高齢者等利用経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（以下「特殊構造昇降機」という。）は、次に掲げるものとする。 ア 平成 18 年国土交通省告示第 1492 号の第 1 に規定する特殊構造昇降機であつて、かつ、その構造は、同告示の第 2 に規定するものであること。 イ 昇降路の出入口に接する部分に、水平面を設けるものであること。	基準規模
7 便所	(1) 高齢者等が利用する便所を、特定の階に偏ることなく設けることその他の高齢者等が当該便所を利用する上で支障がない位置に、高齢者等が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。 ア 地上階であつて、高齢者等が利用する便所を 1 以上設ける施設が	床面積の合計 1,000 平方メートル以上の規模。ただし、次に掲げる公益的施設等にあつては、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。

	同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの イ 高齢者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、高齢者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上高齢者等が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階	a 公衆便所 基準規模 b 次に掲げる公益的施設等 床面積の合計 2,000 平方メートル (a) 物販店舗 (b) ホテル等 (c) 遊技場 (d) クリーニング取次店等 (e) 共同住宅 (f) 寄宿舍
	(2) 高齢者等が利用する便所は、次に掲げるものとする。 ア 出入口のうち 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上。以下この 7 において同じ。）は、次に掲げるものとする。ただし、共同住宅及び寄宿舍を除く。 (7) 床面に高低差がある場合には、次に掲げる傾斜路を設けるものであること。 a 幅は、90 センチメートル以上であること。 b 勾配は、12 分の 1 を超えないものであること。ただし、高さが 16 センチメートル以下のものにあつては、8 分の 1 を超えないものであること。 (イ) 2 の (2) のアからエまでに掲げるものであること。 イ 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。	基準規模
	(3) 高齢者等が利用する便所のうち 1 以上は、次に掲げるものとする。 ア 次に掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、共同住宅及び寄宿舍を除く。 (7) 洗面器は、高さ 70 センチメートルから 80 センチメートルまでの位置に設けるものであること。 (イ) 洗面器の周囲に手すりを設けるものであること。 (ウ) 水洗器具は、レバー式、光感知式等容易に操作ができるものであること。 イ 男子用小便器のある便所を設ける場合には、周囲に手すりを設けた床置き式の小便器、壁掛け式の小便器（受け口の高さが 35 センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を 1 以上設けるものであること。	
	(4) (1) により高齢者等が利用する便所を設ける階においては、当該便所のうち 1 以上（当該階の床面積が 10,000 平方メートルを超える場合にあっては、令和 6 年国土交通省告示第 1074 号の第 3 に定める数以上）に、次に掲げる車椅子利用者利用便房を 1 以上設けること。ただし、同告示第 5 の各号（公衆便所にあつては、同告示第 5 の第 1 号から第 3 号まで）に掲げる場合にあっては、この限りでない。 ア 出入口の幅は、85 センチメートル以上であること。 イ 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。 ウ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているものであること。 エ 便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。 オ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されているものであること。 カ 便房の出入口付近の見やすい位置に、車椅子利用者利用便房である旨を J I S 適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。 キ 車椅子利用者利用便房を独立した便所として設ける場合には、アからオまでに掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 (7) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 (イ) (3) のアに掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、車椅子の転回に支障となる場合には、(3) のアの (イ) については、この限りでない。 ク 便所の出入口又はその付近の見やすい位置に、車椅子利用者利用便房を設けた便所である旨を J I S 適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。	床面積の合計 2,000 平方メートル以上の規模。ただし、公衆便所にあつては、基準規模とする。
	(5) (4) の場合において、令和 6 年国土交通省告示第 1074 号の第 5 の第 4 号の算出方法の例により算出した車椅子利用者利用便房の数の合計が 0 となるときは、高齢者等が利用する便所の 1 以上に、(4) のアから	床面積の合計 2,000 平方メートル以上の規模

	クまでに掲げる構造の車椅子使用者利用便房を1以上設けること。 (6) (1)により高齢者等が利用する便所を設ける階を有する公益的施設等には、当該高齢者等が利用する便所の1以上に、車椅子使用者利用便房を1以上設けること。ただし、次に掲げる公益的施設等を除く。 ア 公衆便所 イ 物販店舗 ウ ホテル等 エ 遊技場 オ クリーニング取次店等 カ 共同住宅 キ 寄宿舍 ク 事務所等	床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	(7) 高齢者等が利用する便所のうち1以上に、(4)のイからエまでに掲げる構造の腰掛式便房を1以上設けること。ただし、次に掲げる公益的施設等を除く。 ア 車椅子使用者利用便房を設ける公益的施設等（イ及びウに掲げる公益的施設等を除く。） イ 共同住宅 ウ 寄宿舍	基準規模
	(8) 高齢者等が利用する便所のうち1以上に、オストメイトが円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。	床面積の合計2,000平方メートル以上の規模とし、公衆便所にあつては、床面積の合計50平方メートル以上の規模とする。
	(9) (8)に掲げるもののほか、高齢者等が利用する便所のうち1以上に、次に掲げるオストメイトが円滑に利用することができる便房を1以上設けること。 ア 次に掲げる公益的施設等にあつては、フラッシュバルブ式汚物流し、温水シャワー、腹部を映すための鏡、補装具を置くための棚又は台及び衣服を掛けるための設備を設けるものであること。 (7) 病院等 (イ) 劇場等 (ウ) 官公署 (エ) 博物館等 (オ) 展示場 (カ) 物販店舗 (キ) 飲食店 イ アに掲げる設備を設ける便房にあつては、便房の出入口付近の見やすい位置にオストメイトが円滑に利用することができる便房である旨を表示し、当該便房を設けた便所の出入口付近の見やすい位置に、当該便房を設けた便所である旨を表示する標識を設けるものであること。	床面積の合計10,000平方メートル以上の規模
	(10) 高齢者等が利用する便所のうち1以上に、乳幼児を座らせることができる設備（以下「ベビーチェア」という。）を備えた便房及び乳幼児のおむつを交換できる台（以下「おむつ交換台」という。）（以下これらを「乳幼児設備等」という。）を1以上（床面積の合計が5,000平方メートル以上（物販店舗及びホテル等にあつては、10,000平方メートル以上）である場合にあつては、高齢者等が利用する便所のうち1以上に乳幼児施設等を2以上、又は高齢者等が利用する便所のうち2以上に乳幼児設備等をそれぞれ1以上）設け、ベビーチェアを設けた便房の出入口付近の見やすい位置に当該設備を設けた便房である旨を表示する標識を設け、当該便所の出入口付近の見やすい位置に当該便房及びおむつ交換台を備えた便所である旨を表示する標識を設けること。ただし、次に掲げる公益的施設等を除く。 ア 学校 イ 老人ホーム等 ウ 自動車教習所 エ 遊技場 オ 理髪店等 カ クリーニング取次店等 キ 学習塾等 ク 路外駐車場等 ケ 共同住宅 コ 寄宿舍 サ 事務所等	床面積の合計1,000平方メートル以上の規模。ただし、次に掲げる公益的施設等にあつては、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。 (7) 公衆便所 基準規模 (イ) 次に掲げる公益的施設等 床面積の合計2,000平方メートル a 物販店舗 b ホテル等
8 ホテル等の客室	(1) ホテル等にあつては、次に掲げる車椅子使用者利用客室を車椅子使用者利用客室を客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1	客室の総数50室以上の規模

	未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上設けること。 ア 客室の出入口から当該客室に設ける便所及び浴室等(浴室又はシャワー室をいう。以下同じ。)までの経路の幅は、80センチメートル(これらの経路が内角90度以内に屈曲する箇所にあつては、100センチメートル)以上であること。 イ 客室内にベッドを置く場合にあっては、客室の出入口から当該ベッドの長辺の側までの経路の幅は、80センチメートル以上であること。 ウ 客室内の適切な場所に車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間が確保されているものであること。 エ 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に車椅子利用者利用便所が設けられた不特定かつ多数の者が利用する便所が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。オにおいて同じ。)設けられている場合は、この限りでない。 (7) 出入口は、7の(2)のアの(7)及び(イ)に掲げるものであること。 (イ) 7の(3)のアの(7)及び(ウ)に掲げる洗面所を設けるものであること。 (ウ) 便所は、7の(4)のイからオまでに掲げるものであって、便所の出入口は2の(2)のア及びエに掲げるものであること。 (エ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (オ) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 オ 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている公益的施設等に不特定かつ多数の者が利用する浴室等(次に掲げるものに限る。)が1以上設けられている場合は、この限りでない。 (7) 出入口は、2の(2)のアからエまでに掲げるものであること。 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されているものであること。 (ウ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (エ) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 (オ) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているものであること。 (カ) 洗い場の床面から浴槽の縁は、40センチメートルから45センチメートルまでを標準とした出入りしやすい高さであること。	
	(2) ホテル等にあつては、客の来訪及び非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を1以上設けること。	
	(3) ホテル等(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に掲げる営業又は旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第3項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設を除く。(3)及び(4)において同じ。)にあつては、車椅子利用者利用客室以外の客室((3)及び(4)において「一般客室」という。)までの経路は、次に掲げるものとする。 ア 次に掲げる経路のうちそれぞれ1以上を、階段又は段を設けない経路とすること。ただし、5の(2)に規定する傾斜路、6の(1)に規定するエレベーター又は特殊構造昇降機を併設する場合は、この限りでない。 (7) 道等から一般客室までの経路 (イ) ホテル等又はその敷地に車椅子利用者利用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子利用者利用駐車施設から一般客室までの経路 イ アの(7)に掲げる経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性によりアの規定によることが困難である場合におけるアの規定の適用については、アの(7)中「道等」とあるのは、「ホテル等の車寄せ」とする。	床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	(4) ホテル等にあつては、一般客室(一の一般客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。)は、次に掲げるもの(当該一般客室内の知事が別に定める和式の構造及び設備を有する部分にあつては、ア、カの(ウ)並びにキの(ウ)及び(エ)に掲げるもの)とすること。 ア 客室の出入口の幅は、80センチメートル以上であること。 イ 客室内(次の(7)から(ウ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(7)から(ウ)までに定める部分を除く。)に階段又は段を設けないこと。ただし、ホテル等の大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合又は建築物の用途の変更をしてホテル等にする場合は、	

	この限りでない。 (7) 一の客室内に複数の階がある場合 当該客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分 (イ) 勾配が12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分 (ウ) 浴室等の内側に防水上必要な最低限度の高低差を設ける場合 当該高低差の部分 ウ 客室の出入口から次に規定する便所及びキに規定する浴室等までのそれぞれ1以上の経路の幅は、80センチメートル（床面積が18平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあっては、22平方メートル）以上の場合において、これらの経路が内角90度以内に屈曲する箇所にあつては、100センチメートル）以上であること。ただし、床面積が15平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあっては、19平方メートル）未満の場合は、この限りでない。 エ 客室内にベッドを置く場合にあつては、客室の出入口から1以上のベッドの長辺の側まで（床面積が18平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあっては、22平方メートル）未満の場合にあつては、1以上のベッドまで）の1以上の経路の幅は、80センチメートル以上であること。ただし、床面積が15平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあっては、19平方メートル）未満の場合は、この限りでない。 オ 客室内の適切な場所に車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が18平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあっては、22平方メートル）未満の場合は、この限りでない。 カ 客室内に便所を設ける場合には、次に掲げる便所を1以上設けること。 (7) 出入口の幅は、75センチメートル（床面積が18平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあっては、22平方メートル）未満の場合にあつては、70センチメートル）以上であること。 (イ) 車椅子使用者が便器及び洗面器に車椅子を使用して近づくことができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が18平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあっては、22平方メートル）未満の場合は、この限りでない。 (ウ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 キ 客室内に浴室等を設ける場合には、次に掲げる浴室等を1以上設けること。 (7) 出入口の幅は、75センチメートル（床面積が18平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあっては、22平方メートル）未満の場合にあつては、70センチメートル）以上であること。 (イ) 車椅子使用者が浴槽に車椅子を使用して近づくことができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が18平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあっては、22平方メートル）未満の場合は、この限りでない。 (ウ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (エ) 適切な位置に手すりを設けるものであること。	
9 敷地内の通路	(1) 高齢者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。 ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 イ 段がある部分は、4の(2)及び(4)から(8)までに掲げるものであること。 ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。 (7) 5の(1)のウ及びエに掲げるものであること。 (イ) 勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、踊場を含め、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。	基準規模
	(2) 高齢者等利用経路を構成する敷地内の通路は、(1)のアからウまでに掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ア 3の(2)のアからウまでに掲げるものであること。 イ 傾斜路は、次に掲げるものであること。 (7) 5の(2)のア及びイに掲げるものであること。 (イ) 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けるものであること。 ウ 排水溝を設ける場合には、次に掲げる溝蓋を設けるものであること。	

	と。 (7) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (4) 車椅子のキャスターが落ち込まないものであること。 (3) 視覚障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。 ア 道等から外部出入口までの経路のうち1以上は、視覚障害者が安全かつ快適に利用できる経路（以下「視覚障害者利用経路」という。）であること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして次に掲げる場合は、この限りでない。 (7) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合 (4) 建築物を管理する者等が常時勤務する当該建築物の内部にある案内所から敷地の出入口を容易に視認できる場合 (7) 敷地の出入口付近にモニター付きインターフォン等音声による誘導案内設備を設け、かつ、道等から当該設備までの経路がイ及びウに掲げるものである場合 イ 視覚障害者利用経路は、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられるものであり、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けるものであること。 ウ 次に掲げる部分には、視覚障害者に対し段差、傾斜及び車路の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、(7)及び(4)に掲げる部分のうち、3の(1)のウの(7)から(7)まで、4の(9)のア及びイ並びに5の(1)のオの(7)から(イ)までに掲げる部分は、この限りでない。 (7) 段又は傾斜路の上端又は下端に近接する部分 (4) 段又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分 (7) 車路に近接する部分 (イ) 車路を横断する部分	
10 駐車場	(1) 高齢者等が利用する駐車場を設ける場合には、令和6年国土交通省告示第1072号本則第1号及び第2号に掲げる場合を除き、次に掲げる車椅子利用者利用駐車施設を、当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下同じ。）に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数。以下この10において同じ。）以上（当該駐車場に設ける駐車施設の数に200を超える場合にあっては、当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上）、設けること。 ア 幅は、350センチメートル以上であること。 イ 高齢者等利用経路の長さができるだけ短くなる位置に設けるものであること。 ウ 区画面及び付近の見やすい位置に、車椅子利用者利用駐車施設である旨をJIS適合図を用いて表示し、又は表示する標識を設けるものであること。 エ 駐車場の出入口の付近の見やすい位置に、車椅子利用者利用駐車施設を設けた旨をJIS適合図を用いて表示し、車椅子利用者利用駐車施設へ誘導する案内板を設けるものであること。ただし、当該出入口の付近から当該駐車施設の位置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 (2) 令和6年国土交通省告示第1072号本則第1号及び第2号に掲げる場合には、(1)のアからエまでに掲げる構造の車椅子利用者利用駐車施設を1以上設けること。 (3) 高齢者等が利用する駐車場に駐車施設の数に30以上のものを設ける場合には、令和6年国土交通省告示第1072号本則第1号及び第2号に掲げる場合を除き、(1)のアからエまでに掲げる構造の車椅子利用者利用駐車施設を、当該駐車場に設ける駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数以上（当該駐車場に設ける駐車施設の数に200を超える場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上）、設けること。ただし、共同住宅及び寄宿舍を除く。 (4) 高齢者等が利用する駐車場に駐車施設の数に30以上のものを設け、かつ、令和6年国土交通省告示第1072号本則第1号及び第2号に掲げる場合には、(1)のアからエまでに掲げる構造の車椅子利用者利用駐車施設を1以上設けること。ただし、共同住宅及び寄宿舍を除く。	床面積の合計2,000平方メートル以上の規模。ただし、次に掲げる公益的施設等にあっては、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。 (7) 公衆便所 床面積の合計50平方メートル (4) 路外駐車場等 基準規模
		基準規模

11 浴室等	(1) 次に掲げる公益的施設等に高齢者等が利用する浴室（寝室又は客室の内部に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下11において同じ。）を8の(1)のオの(ア)、(イ)、(ロ)及び(カ)に掲げるものとする。 ア 病院等 イ 老人ホーム等（主として高齢者又は障害者が利用するものに限る。） ロ ホテル等 ハ 公衆浴場	床面積の合計1,000平方メートル以上の規模。ただし、ホテル等にあつては、床面積の合計5,000平方メートル以上の規模とする。
	(2) 次に掲げる公益的施設等に高齢者等が利用するシャワー室を設ける場合には、そのうち1以上を高齢者等が円滑に利用できるものとする。 ア 学校 イ 老人ホーム等（主として高齢者又は障害者が利用するものに限る。） ロ 運動施設	床面積の合計1,000平方メートル以上の規模。ただし、学校にあつては、基準規模とする。
	(3) (2)により設けるシャワー室は、次に掲げるものとする。 ア 出入口の幅が80センチメートル以上のシャワー用の区画を1以上設けるものであること。 イ 更衣用の区画を設ける場合には、そのうち1以上を出入口の幅が、80センチメートル以上とするものであること。 ロ 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 ハ シャワー用の区画に手すりを設けるものであること。 ニ シャワー用の区画に固定式の腰掛台を設ける場合には、高さは、40センチメートルから45センチメートルまでであること。	
12 標識	高齢者等が安全かつ快適に利用できる措置がとられた階段、エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近の見やすい位置に、当該階段、エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることをJIS適合図を用いて表示する標識を設けること。ただし、当該階段を容易に視認できる場合は、この限りでない。	床面積の合計1,000平方メートル以上の規模。ただし、次に掲げる公益的施設等にあつては、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。
13 案内設備	(1) 公益的施設等又はその敷地には、当該公益的施設等又はその敷地内の高齢者等が安全かつ快適に利用できる措置がとられた階段、エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置をJIS適合図を用いて表示する案内板その他の設備を設けること。ただし、当該階段、エレベーターその他の昇降機、便所若しくは駐車施設の配置を容易に視認できる場合又は案内所を設ける場合は、この限りでない。 (2) 公益的施設等又はその敷地には、当該公益的施設等又はその敷地内の高齢者等が安全かつ快適に利用できる措置がとられた階段、エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。	ア 官公署 基準規模 イ 公衆便所 床面積の合計50平方メートル ロ 次に掲げる公益的施設等 床面積の合計2,000平方メートル (ア) 学校 (イ) 物販店舗 (ロ) ホテル等 (ハ) 遊技場 (ニ) クリーニング取次店等 (ホ) 共同住宅 (ヘ) 寄宿舎
14 案内設備 までの経路	道等から13の(2)に掲げる設備又は案内所までの経路（視覚障害者等が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障害者利用経路にすること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合 (2) 建築物を管理する者等が常時勤務する当該建築物の内部にある案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が9の(3)のイ及びロに掲げるものである場合	
15 固定式の 観覧席等	劇場等に固定式の観覧席等を設ける場合には、次に掲げるものとする。 (1) 次に掲げる車椅子使用者利用区画を2以上（当該劇場等に設ける観覧席等の数が400を超える場合にあっては、当該観覧席等の数に200分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上）設けるものであること。 ア 幅は90センチメートル以上であつて、奥行きは140センチメートル以上であること。 イ 床は、平らとすること。 (2) 集団補聴設備等の難聴者の聴力を補うための設備を設けるものであること。	床面積の合計1,000平方メートル以上の規模

備考 1 事項の欄に掲げる基準は、適用規模の欄に定める規模の公益的施設等に適用する。

- 2 1の(1)のアに定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により9の(2)によることが困難である場合における基準の適用については、1の(1)のア中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該公益的施設等の車寄せ」とする。
- 3 適用規模の欄中「床面積の合計」とあるのは、路外駐車場等にあつては、「自動車の停留又は駐車のために供する部分の面積」とする。

第2 公共の交通機関の施設に関する整備基準

整備箇所	整備基準	
	事項	適用規模
1 高齢者等利用経路	第1の1（(1)のイ及びオを除く。）に掲げるものとするほか、高齢者等利用経路は、次に掲げるものとする。 (1) 次に掲げる経路にあつては、それぞれその1以上を、高齢者等利用経路にすること。 ア 地上の道等から一般の旅客が利用する改札口を経由し、各乗降場の車両等の乗降口までの経路 イ 乗車券等販売所、待合所又は案内所を設ける場合にあつては、アの経路（高齢者等利用経路としたものに限る。ウ及びエにおいて同じ。）からそれぞれ当該乗車券等販売所、待合所又は案内所までの経路 ウ 車椅子利用者利用便房を設ける場合にあつては、アの経路から当該車椅子利用者利用便房までの経路 エ 車椅子利用者利用駐車施設を設ける場合にあつては、アの経路から当該車椅子利用者利用駐車施設までの経路 (2) (1)の高齢者等利用経路は、次に掲げるものとする。 ア (1)のアの経路において床面に高低差がある場合は、エレベーターを設けること。ただし、床面の高低差が小さい場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができるものとする。 イ (1)のイからエまでの経路上に段又は階段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	全ての規模。ただし、第1の1の(2)及び第2の1の(2)に掲げる事項にあつては、1の階と他の階との間の上下の移動に係る部分への適用に限り、床面積の合計2,000平方メートル以上又は1日当たりの平均乗降客数3,000人以上の規模とする。
2 出入口	第1の2に掲げるものとするほか、高齢者等が利用する出入口の前後には、点状ブロック等を敷設すること。	全ての規模
3 廊下等	第1の3（(1)のイ及び(3)を除く。）に掲げるものとするほか、次に掲げる廊下等の部分は、視覚障害者利用経路とすること。 (1) 外部出入口から乗降場までの経路のうち1以上の廊下等の部分 (2) (1)に掲げる廊下等からエレベーター、便所及び乗車券等販売所までの廊下等の部分	
4 階段	第1の4に掲げるものとするほか、高齢者等が利用する階段は、次に掲げるものとする。 (1) 手すりの端部の付近に、階段の通ずる場所を点字により表示するものであること。 (2) 回り階段としないこと。	
5 傾斜路	第1の5に掲げるものとするほか、高齢者等が利用する傾斜路は、第1の5の(1)のイに掲げる手すりを両側に設けること。	
6 エレベーターその他の昇降機	第1の6（(2)を除く。）に掲げるものとするほか、高齢者等利用経路を構成するエレベーターは、次に掲げるものとする。 (1) 鉄道駅等に出入口が複数あるエレベーター（開閉する籠の出入口を文字等及び音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）を設ける場合には、第1の6の(1)のイ及びエを除き、また、第1の6の(1)のウにかかわらず、籠の床面積は1.83平方メートル以上であつて、かつ、籠の幅は90センチメートル以上であること。 (2) 籠及び乗降ロビーの出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設けられていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視認できる構造であること。 (3) 籠及び乗降ロビーの出入口の戸は、開閉時間を延長できるものであること。	全ての規模。ただし、(2)及び(3)に掲げる事項にあつては、床面積の合計2,000平方メートル以上又は1日当たりの平均乗降客数3,000人以上の規模とする。
7 便所	第1の7（(5)から(7)まで及び(9)を除く。）に掲げるものとするほか、高齢者等が利用する便所の出入口付近の見やすい位置に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに腰掛便座及び洗面所その他の設備の配置を、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための案内板を設けること。この場合においては、第1の7の(4)中「同告示第5の各号（公衆便所にあつては、同告示第5の第1号から第3号まで）」とあるのは、「同告示第5の第1号から第3号まで」とする。	全ての規模。ただし、第1の7の(8)のイに掲げる事項にあつては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模とする。
8 敷地内の	第1の9に掲げるものとするほか、高齢者等が利用する敷地内の通路は、	全ての規模

通路	次に掲げるものとする。こと。 (1) 段がある部分は、次に掲げるものであること。 ア 手すりの端部の付近に、段の通ずる場所を点字により表示するものであること。 イ 踊場を含め、高さ 75 センチメートルから 85 センチメートルまでを標準として、両側の握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 ウ 回り階段としないこと。 (2) 傾斜路には、踊場を含め、高さ 75 センチメートルから 85 センチメートルまでを標準として、両側の握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 (3) 次に掲げる敷地内の通路の部分は、視覚障害者利用経路であること。 ア 道等から外部出入口までの経路のうち 1 以上の敷地内の通路の部分 イ アに掲げる敷地内の通路からエレベーター、便所及び乗車券等販売所までの敷地内の通路の部分	
9 駐車場	第 1 の 10 に掲げるものとする。こと。	(1) 第 1 の 10 の (1) 及び (2) に掲げる事項にあっては、床面積の合計 2,000 平方メートル以上の規模 (2) 第 1 の 10 の (3) 及び (4) に掲げる事項にあっては、全ての規模
10 標識	第 1 の 12 に掲げるものとするほか、次に掲げるものとする。こと。 (1) 乗車券等販売所の付近の見やすい位置に、当該乗車券等販売所があることを J I S 適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。 (2) 標識に文字による表記を行う場合には、日本語に加えて英語その他の外国語による表記を行うものであること。	全ての規模
11 案内設備	第 1 の 13 に掲げるものとするほか、次に掲げるものとする。こと。 (1) 第 1 の 13 の (1) 及び (2) の案内板その他の設備は、乗車券等販売所の配置を表示するものであること。 (2) 第 1 の 13 の (1) の案内板その他の設備に文字による表記を行う場合には、日本語に加えて英語その他の外国語による表記を行うものであること。 (3) 車両等の運行に関する情報を文字等及び音声により提供するための設備を設けるものであること。	
12 案内設備までの経路	第 1 の 14 に掲げるものとする。こと。	
13 乗車券等販売所、待合所及び案内所	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 111 号。第 2 において「省令」という。）第 16 条（第 1 項第 1 号を除く。）及び第 17 条の基準に同じ。	
14 休憩設備	省令第 18 条第 1 項の基準に同じ。	
15 改札口	(1) 鉄道駅等にあつては、省令第 19 条（省令第 22 条において準用する場合を含む。）の基準に同じ。この場合において、省令第 19 条第 1 項中「移動等円滑化された経路」とあるのは、「高齢者等利用経路」とする。 (2) 航空旅客ターミナル施設にあつては、省令第 29 条の基準に同じ。	
16 乗降場等	(1) 鉄道駅等のプラットホームにあつては、省令第 20 条及び第 21 条（省令第 22 条において準用する場合を含む。）の基準に同じ。 (2) バスターミナルの乗降場にあつては、省令第 23 条の基準に同じ。 (3) 旅客船ターミナルの乗降用設備等にあつては、省令第 24 条及び第 26 条の基準に同じ。 (4) 航空旅客ターミナル施設の保安検査場の通路等にあつては、省令第 27 条（第 3 項を除く。）及び第 28 条第 1 項の基準に同じ。	
17 一時使用目的の施設	災害等のため一時使用する施設については、1 から 16 までの基準によらないことができるものであること。	1 から 16 までに掲げるそれぞれの規模

備考 1 事項の欄に掲げる基準は、適用規模の欄に定める規模の公共の交通機関の施設に適用する。
2 整備基準を第 1 の基準に掲げるものとする場合においては、第 1 の事項の欄中「公益的施設等」とあるのは、「公共の交通機関の施設」とする。
3 整備基準を省令の基準に同じとする場合においては、省令の規定中「高齢者、障害者等」とあるのは、「高齢者等」とする。

第3 公共施設（道路）に関する整備基準

整備箇所	整備基準
歩道	(1) 幅は、200センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (2) 舗装は、移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号。第3において「省令」という。）第5条第2項の基準に同じ。 (3) 省令第7条第1項の基準に適合する縁石線を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (4) 車道又は車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）に対する縁石の高さは、省令第7条第2項の基準に同じ。ただし、歩行者の安全な通行が確保されている場合であって、雨水等の適切な排水が確保できるときには、必要に応じ5センチメートルまで低くすることができるものとする。 (5) 車道等に対する高さは、省令第8条（第1項ただし書を除く。）の基準に同じ。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合を除き、次に掲げる部分の車道等に対する高さは2センチメートルを標準とし、そのすりつけ勾配は8パーセント以下とすること。 ア 歩道の巻込み部分 イ 歩道が横断歩道と接する部分 (6) 次に掲げる部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするほか、縁石に勾配が12.5パーセント以上の傾斜又は溝を設けること等視覚障害者が車道等との境界を識別するための措置を講ずること。 ア 歩道の巻込み部分 イ 歩道が横断歩道と接する部分 (7) 横断歩道が中央分離帯を横断する部分は、車道等と同じ高さとしてとすること。ただし、横断する者の安全を確保するために当該中央分離帯にその者を滞留させる必要がある場合は、車道等に対する高さは2センチメートルを標準とするほか、縁石に勾配が12.5パーセント以上の傾斜又は溝を設けること等視覚障害者が車道等との境界を識別するための措置を講ずること。 (8) 乗合自動車停留所を設ける歩道の部分の車道等に対する高さは、省令第17条の基準に同じ。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (9) 視覚障害者が安全かつ快適に利用するために必要であると認められる箇所に、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設すること。

備考 整備基準を省令の基準に同じとする場合においては、省令の規定中「歩道等」とあるのは、「歩道」とする。

第4 公共施設（公園等）に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 園路及び広場	(1) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号。第4において「省令」という。）第3条の基準に同じ。この場合において、同条中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び」とあるのは、「公園等の出入口と2から8までの施設その他主要な施設との間の経路及び駐車場と当該施設（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路並びに」とする。 (2) 省令第3条第2号の通路にあっては、次に掲げるものとする。 ア 縦断勾配が5パーセントを超える箇所にあっては、次に掲げるものであること。 (7) 高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、踊場を含め、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 (4) 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けるものであること。 イ 通路を横断する排水溝に車椅子のキャスターが落ち込まないよう措置するものであること。 (3) 省令第3条第3号の階段及び同条第5号の傾斜路に設ける手すりにあっては、高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に設けるものとする。
2 屋根付広場	省令第4条の基準に同じ。
3 休憩所及び管理事務所	省令第5条の基準に同じ。
4 野外劇場及び野外音楽堂	省令第6条の基準に同じ。
5 駐車場	(1) 省令第7条（第2項第2号を除く。）の基準に同じ。この場合において、同条中「車いす使用者用駐車施設」とあるのは、「車椅子使用者利用駐車施設」とする。 (2) 車椅子使用者利用駐車施設を次に掲げるものとする。 ア 出入口又はエレベーターまでの通路は、次に掲げるものであること。 (7) 路面に高低差のある場合には、第1の5の(1)のイからエまで及び(2)のアからウまでに掲げる傾斜路又は第1の6の(4)のア及びイに掲げる特殊構造昇降機を設けるものであること。 (4) 第1の9の(1)のア及び(2)のウに掲げるものであること。 イ 屋外のものにあってはその出入口、屋内のものにあっては出入口又はエレベーターにそれぞれ近い

	位置に設けるものであること。 ウ 第1の10の(1)のウ及びエに掲げるものであること。
6 便所	(1) 省令第8条から第10条まで（省令第9条第3項において準用する同条第1項第1号イを除く。）の基準に同じ。 (2) 省令第8条第1項の便所の1以上に、第1の7の(3)のアの(ア)から(ウ)までに掲げる洗面所を設けるものとする。 (3) 省令第8条第1項の便所の1以上に、乳幼児設備等を1以上設け、ベビーチェアを備えた便所の出入口付近の見やすい位置にベビーチェアを備えた便所である旨を表示する標識を設け、当該便所の出入口又はその付近の見やすい位置に当該便所及びおむつ交換台を備えた便所である旨を表示する標識を設けるものとする。 (4) 省令第9条第1項の便所にあつては、次に掲げるものとする。 ア 省令第9条第1項第1号ハの傾斜路にあつては、幅は90センチメートル以上とし、勾配は12分の1を超えないものであること。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないものであること。 イ 省令第9条第1項第1号ニの標識にあつては、JIS適合図を用いて表示し、同号の規定にかかわらず、出入口又はその付近の見やすい位置に設けるものであること。 ウ 省令第9条第1項第1号ホの戸にあつては、次に掲げるものであること。 (ア) 戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。 (イ) 戸の前後に高低差を設けないものであること。 (5) 省令第9条第2項の便所にあつては、次に掲げるものとする。 ア 出入口の幅は、85センチメートル以上であること。 イ 省令第9条第2項第2号の標識にあつては、JIS適合図を用いて表示し、同号の規定にかかわらず、出入口付近の見やすい位置に設けるものであること。 ウ 便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。 (6) 省令第8条第2項第2号の便所にあつては、次に掲げるものとする。 ア 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 イ 第1の7の(3)のアの(ア)から(ウ)までに掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、車椅子の転回に支障となる場合には、第1の7の(3)のアの(イ)については、この限りでない。 ウ 省令第10条の規定により読み替えて適用する省令第9条第2項第2号の標識にあつては、JIS適合図を用いて表示し、同号の規定にかかわらず、出入口又はその付近の見やすい位置に設けるものであること。 エ 便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。
7 水飲場及び手洗場	省令第11条の基準に同じ。
8 掲示板及び標識	(1) 省令第12条及び第13条の基準に同じ。 (2) 園路の要所及び主要な出入口の付近に設けるものとする。
9 一時使用目的の施設	災害等のため一時使用する施設については、1から8までの基準によらないことができるものであること。

備考 整備基準を省令の基準に同じとする場合においては、省令の規定中「高齢者、障害者等」とあるのは、「高齢者等」とする。

別表第4（第11条関係）

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 1 独立行政法人水資源機構 | 6 独立行政法人都市再生機構 |
| 2 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 | 7 独立行政法人国立病院機構 |
| 3 地方住宅供給公社 | 8 国立大学法人 |
| 4 地方道路公社 | 9 大学共同利用機関法人 |
| 5 日本下水道事業団 | 10 独立行政法人国立高等専門学校機構 |

別表第4の2（第12条の2関係）

区分	施設の用途	施設の規模
1	(1) 展示場 (2) 物販店舗 (3) 遊技場 (4) 公衆浴場 (5) 飲食店 (6) 理髪店等 (7) クリーニング取次店等	床面積の合計 10,000 平方メートル以上の規模（2以上の用途が存する建築物を含む。）
2	(1) 病院等 (2) 劇場等 (3) 運動施設（一般公共の用に供されるものに限る。） (4) 博物館等 (5) 銀行等 (6) 地下街等	床面積の合計 2,000 平方メートル以上の規模（2以上の用途が存する建築物を含む。以下この表の備考において同じ。）
3	ホテル等	客室の合計 50 室以上又は床面積の合計 1,000 平方メートル以上の規模

4	(1) 官公署 (2) 公共の交通機関の施設	全ての規模
---	---------------------------	-------

備考 1の項に掲げる施設又は2の項に掲げる施設（2の項に掲げる施設にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模の施設を除く。）のうち異なる区分に属するものが2以上存する建築物にあっては、床面積の合計10,000平方メートル以上の規模とする。

別表第4の3（第12条の3関係）

建築物	基準規定	規模
1 条例別表第1の1の項から14の項までに掲げる建築物	政令第14条第1項	停車場等及び公衆便所を除く建築物にあっては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第14条第2項	停車場等及び公衆便所を除く建築物にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	政令第14条第3項、第18条並びに第19条第2項第1号（1の階と他の階との間の上下の移動に係る部分への適用に限る。以下この表において同じ。）及び同項第5号	(1) 公衆便所にあっては、床面積の合計50平方メートル以上の規模 (2) 公衆便所を除く建築物にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	政令第15条	床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第19条第2項第2号（外部出入口を除く出入口への適用に限る。）	銀行等にあっては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第19条第2項第2号ロ（外部出入口の戸の前後の高低差に係る部分への適用に限る。）	(1) 公衆便所にあっては、床面積の合計50平方メートル以上の規模 (2) 停車場等及び公衆便所を除く建築物にあっては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第19条第2項第3号及び第4号イ	(1) 公衆便所にあっては、床面積の合計50平方メートル以上の規模 (2) 公衆便所及び停車場等を除く建築物にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	政令第20条から第22条まで	(1) 公衆便所にあっては、床面積の合計50平方メートル以上の規模 (2) 学校にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模 (3) 学校、官公署、停車場等及び公衆便所を除く建築物にあっては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
2 条例別表第1の15の項から22の項までに掲げる建築物	政令第14条第1項及び第20条から第22条まで	(1) 次に掲げる建築物にあっては、条例別表第1の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模（同欄本文の規模をいう。以下同じ。）であって、かつ、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模 ア 物販店舗 イ ホテル等 ウ 遊技場 エ クリーニング取次店等 (2) (1)のアからエまでを除く建築物にあっては、条例別表第1の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第14条第2項及び第3項、第18条並びに第19条第2項第1号、第3号、第4号イ及び第5号	条例別表第1の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	政令第19条第2項第2号（外部出入口を除く出入口への適用に限る。）	(1) ホテル等にあっては、条例別表第1の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模 (2) 展示場及びホテル等を除く建築物にあっては、条例別表第1の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第19条第2項第2号ロ（外部出入口の戸の前後の高低差に係る部分への適用に限る。）	条例別表第1の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
3 条例別表第1の23の項に掲げる建築物	政令第14条第1項、第19条第2項第2号イ（外部出入口に係る部分への適用を除く。）及び同号ロ（外部出入口の戸の構造に係る部分への適用を除く。）並びに第20条から第22条まで	条例別表第1の23の項の規模の欄に掲げる規模（同欄本文の規模をいう。以下同じ。）であって、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第14条第2項及び第3項並びに第19条第2項第3号及び第4号イ	条例別表第1の23の項の規模の欄に掲げる規模であって、かつ、建築物の床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
4 条例別表第1の24の項に掲げる建築物	政令第14条第1項から第3項まで、第18条、第19条第2項第1号、第2号（外部出入口を除く出入口への適用に限る。）、同項第3号、第4号イ及び第5号並びに第20条から第22条まで	条例別表第1の24の項の規模の欄に掲げる規模（同欄本文の規模をいう。以下同じ。）であって、かつ、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	政令第19条第2項第2号ロ（外部出入口の戸の前後の高低差に係る	条例別表第1の24の項の規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模

	部分への適用に限る。)	
5 条例別表第1の25の項に掲げる建築物	政令第14条第1項から第3項まで、第18条、第19条第2項第1号、第2号(外部出入口を除く出入口への適用に限る。)、同項第3号、第4号イ及び第5号並びに第20条から第22条まで	条例別表第1の25の項の規模の欄に掲げる規模(同欄本文の規模をいう。以下同じ。)であって、かつ、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	政令第19条第2項第2号ロ(外部出入口の戸の前後の高低差に係る部分への適用に限る。)	条例別表第1の25の項の規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模

備考 基準規定の欄に掲げる規定については、当該規定に係る第12条の4第1項各号に定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項を含む。

別表第4の4(第12条の4関係)

建築物特定施設	事 項
1 出入口	(1) 視覚障害者等が利用する主たる外部出入口の前後(風除室内を含む。)には、視覚障害者に対し出入口の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 (2) 駐車場等にあつては、高齢者、障害者等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。)が利用する出入口の前後には、点状ブロック等を敷設すること。 (3) 政令第19条第2項第2号の規定によるものとする出入口は、戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずること。
2 廊下等	政令第11条の規定によるものとする廊下等は、次に掲げるものとする。 (1) 次に掲げる特別特定建築物にあつては、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 ア 病院等 イ 老人ホーム等(主として高齢者又は障害者が利用するものに限る。) (2) 階段又は傾斜路の下端に近接する廊下等の部分(視覚障害者等が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる部分にあつては、この限りでない。 ア 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の下端に近接する部分 イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の下端に近接する部分 ウ 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける部分 (3) 次に掲げる特別特定建築物(床面積の合計5,000平方メートル以上のものに限る。)にあつては、移動等円滑化経路(政令第19条に規定する移動等円滑化経路をいう。以下同じ。)上に壁、固定式のついたて等により外部から見通すことができない授乳所を1以上設けるものであること。ただし、授乳室を設ける場合は、この限りでない。 ア 病院等 イ 劇場等 ウ 運動施設 エ 博物館等 オ 展示場 カ 物販店舗 キ ホテル等 ク 飲食店 (4) 固定式の記載用のカウンター又は公衆電話台を設ける場合には、それぞれそのうち1以上を移動等円滑化経路上に設け、かつ、次に掲げるものとする。 ア 高さは、70センチメートルから80センチメートルまでであること。 イ 下部に高さ65センチメートル以上であつて、かつ、奥行き45センチメートル以上の空間を設けるものであること。 (5) 駐車場等にあつては、次に掲げる廊下等の部分は、政令第22条に規定する視覚障害者移動等円滑化経路であること。 ア 外部出入口から乗降場までの経路のうち1以上の廊下等の部分 イ アに掲げる廊下等からエレベーター、便所及び乗車券等販売所までの廊下等の部分
3 階段	政令第12条の規定によるものとする階段は、次に掲げるものとする。 (1) 手すり、踊場を含め、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に設けるものであること。 (2) 駐車場等及び床面積の合計が2,000平方メートル以上の特別特定建築物(駐車場等、共同住宅及び寄宿舎を除く。)にあつては、(1)に掲げる手すりを両側に設けるものであること。 (3) 蹴込板及び滑り止めを設けるものであること。 (4) 側面が壁でない場合には、側板又は5センチメートル以上の立ち上がりを設けるものであること。 (5) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分(視覚障害者等が利用するものであって、段がある部分と連続して手すりを設けるものに限る。)及び下端に近接する踊場の部分(視覚障害者等が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる部分にあつては、この限りでない。

	ア 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける部分 イ 当該踊場が、踏幅 150 センチメートル未満である場合の、段がある部分の下端に近接する部分 (6) 停車場等にあつては、手すりの端部の付近に、階段の通ずる場所を点字により表示するものであること。 (7) 停車場等にあつては、回り階段としないこと。
4 傾斜路	政令第 13 条の規定によるものとする傾斜路は、次に掲げるものとする。 (1) 勾配が 20 分の 1 を超え、又は高さが 16 センチメートルを超える傾斜がある部分に設ける手すりは、踊場を含め、側面の高さ 75 センチメートルから 85 センチメートルまでを標準として握りやすい位置に設けるものであること。 (2) 停車場等にあつては、(1)に掲げる手すりを両側に設けるものであること。 (3) 勾配が 20 分の 1 を超え、かつ、側面が壁でない場合には、側板又は 5 センチメートル以上の立ち上がりを設けるものであること。 (4) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（視覚障害者等が利用するものであって、傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものに限る。）及び下端に近接する踊場の部分（視覚障害者等が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる部分にあつては、この限りでない。 ア 勾配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者等が利用するものであって、傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものに限る。）又は下端に近接する部分 イ 高さが 16 センチメートルを超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者等が利用するものであって、傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものに限る。）又は下端に近接する部分 ウ 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける傾斜路の部分 エ 当該踊場が、踏幅 150 センチメートル未満である場合の、傾斜がある部分の下端に近接する部分
5 エレベーターその他の昇降機	(1) 政令第 19 条第 2 項第 5 号の規定によるものとするエレベーター（(4)に掲げる昇降機を除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。 ア 籠内の左右両面の側板に、高さ 75 センチメートルから 85 センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 イ 籠内に、戸の開閉状態を確認できる鏡を設けるものであること。 ウ 籠内に、文字及び音声により非常時の情報を知らせる装置を設けるものであること。 エ 籠内に、点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 オ 籠及び昇降路の出入口に、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けるものであること。 カ 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、高さ 80 センチメートルから 110 センチメートルまでを標準として車椅子使用者が利用しやすい位置に設けるものであること。 キ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、次に掲げるものであること。 (7) 籠の幅は 140 センチメートル以上であること。 (4) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であること。 ク 停車場等の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、次に掲げるものであること。 (7) 籠及び乗降ロビーの出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設けられていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視認できる構造であること。 (4) 籠及び乗降ロビーの出入口の戸は、開閉時間を延長できるものであること。 (2) 床面積の合計 2,000 平方メートル以上の共同住宅（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設けるものを除く。）にあつては、次に掲げるエレベーターを設けること。 ア 移動等円滑化経路と連結するものであること。 イ 籠の幅は 100 センチメートル以上であつて、奥行きは 110 センチメートル以上であること。 ウ 政令第 19 条第 2 項第 5 号（ハ、チ及びリを除く。）及び(1)のアからカまでに掲げるものであること。 (3) 停車場等及び床面積の合計が 1,000 平方メートル以上の特別特定建築物（停車場等を除く。）にあつては、籠の幅が 100 センチメートル以上であつて、かつ、奥行きが 110 センチメートル以上の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するエレベーターを設ける場合には、そのうち 1 以上を政令第 19 条第 2 項第 5 号（ハ、チ及びリを除く。）及び(1)のアからカまでに掲げるものとする。ただし、(1)又は(2)に掲げるエレベーターを設ける場合を除く。 (4) 政令第 19 条第 2 項第 6 号の規定によるものとする昇降機を設ける場合には、昇降路の出入口に接する部分に、水平面を設けること。
6 便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げるものとする。 ア 出入口のうち 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上。以下この 6 において同じ。）は、次に掲げるものであること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。 (7) 幅は、80 センチメートル以上であること。 (4) 床面に高低差がある場合には、次に掲げる傾斜路を設けるものであること。 a 幅は、90 センチメートル以上であること。 b 勾配は、12 分の 1 を超えないものであること。ただし、高さが 16 センチメートル以下のものにあつては、8 分の 1 を超えないものであること。

- (ウ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であって、かつ、その前後に高低差がないものであること。
- (エ) 戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。
- イ 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。
- (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち 1 以上は、次に掲げるものをそれぞれ 1 以上設けるものとする。
- ア 次に掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。
- (ア) 洗面器は、高さ 70 センチメートルから 80 センチメートルまでの位置に設けるものであること。
- (イ) 洗面器の周囲に手すりを設けるものであること。
- (ウ) 水洗器具は、レバー式、光感知式等容易に操作ができるものであること。
- イ 次に掲げる構造の腰掛式便房を 1 以上設けるものであること。ただし、共同住宅、寄宿舎及び政令第 14 条第 2 項の規定により設けるものとする車椅子使用者用便房を設ける特別特定建築物（共同住宅及び寄宿舎を除く。）を除く。
- (ア) 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。
- (イ) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているものであること。
- (ウ) 便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。
- (3) 次のアからウまでに掲げる特別特定建築物には、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち 1 以上に、乳幼児設備等を当該アからウまでに定める数以上設け、ベビーチェアを備えた便房の出入口付近の見やすい位置に当該設備を備えた便房である旨を表示する標識を設け、当該便所の出入口付近の見やすい位置に当該便房及びおむつ交換台を備えた便所である旨を表示する標識を設けるものであること。
- ア 特別特定建築物（学校、老人ホーム等、自動車教習所、遊技場、理髪店等、クリーニング取次店等、学習塾等、路外駐車場等、共同住宅、寄宿舎、事務所等並びにイ及びウに掲げる特別特定建築物を除く。）であって、床面積の合計 1,000 平方メートル以上のもの 1（床面積の合計が 5,000 平方メートル以上である場合にあっては、次の (ア) 又は (イ) のいずれかに該当する数）
- (ア) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち 1 以上に乳幼児設備等を設ける場合 2
- (イ) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち 2 以上に乳幼児設備等を設ける場合 当該便所のそれぞれに 1
- イ 停車場等及び公衆便所 1（床面積の合計が 5,000 平方メートル以上である場合にあっては、次の (ア) 又は (イ) のいずれかに該当する数）
- (ア) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち 1 以上に乳幼児設備等を設ける場合 2
- (イ) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち 2 以上に乳幼児設備等を設ける場合 当該便所のそれぞれに 1
- ウ 物販店舗又はホテル等であって、床面積の合計 2,000 平方メートル以上のもの 1（床面積の合計が 10,000 平方メートル以上である場合にあっては、次の (ア) 又は (イ) のいずれかに該当する数）
- (ア) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち 1 以上に乳幼児設備等を設ける場合 2
- (イ) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち 2 以上に乳幼児設備等を設ける場合 当該便所のそれぞれに 1
- (4) 政令第 14 条第 2 項の規定により設けるものとする車椅子使用者用便房は、次に掲げるものとする。ただし、ホテル等の客室に設けるものは、この限りでない。
- ア 出入口の幅は、85 センチメートル以上であること。
- イ 戸は、自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。
- ウ 便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。
- エ 便房の出入口付近の見やすい位置に、車椅子使用者用便房である旨を J I S 適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。
- オ 車椅子使用者用便房を独立した便所として設ける場合には、アからウまでに掲げるもののほか、次に掲げるものであること。
- (ア) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。
- (イ) (2) のアに掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、車椅子の転回に支障となる場合には、(2) のアの (イ) については、この限りでない。
- カ 便所の出入口又はその付近の見やすい位置に、車椅子使用者用便房を設けた便所である旨を J I S 適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。
- (5) 政令第 14 条第 3 項の規定により設けるものとする便房のほか、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち 1 以上に次に掲げる事項のいずれにも該当する便房を 1 以上設けるものとする。
- ア 次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計が 10,000 平方メートル以上のものに限る。）にあっては、フラッシュバルブ式汚物流し、温水シャワー、腹部を映すための鏡、補装具を置くための棚又は台及び衣服を掛けるための設備を設けるものであること。
- (ア) 病院等
- (イ) 劇場等
- (ウ) 官公署
- (エ) 博物館等
- (オ) 展示場

	(カ) 物販店舗 (キ) 飲食店 イ アに掲げる設備を設ける便房にあっては、便房の出入口付近の見やすい位置にオストメイトが円滑に利用することができる便房である旨を表示し、当該便房を設ける便所の出入口付近の見やすい位置に、当該便房を設けている便所である旨を表示する標識を設けるものであること。 (6) 政令第14条第4項の規定により設けるものとする小便器は、その周囲に手すりを設けること。 (7) 停車場等にあっては、高齢者、障害者等が利用する便所の出入口付近の見やすい位置に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限り。）並びに腰掛便座及び洗面所その他の設備の配置を、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための案内板を設けること。 (8) 停車場等及び公衆便所には、政令第14条第1項の規定により便所を設ける階に、当該便所のうち1以上に(4)に規定する車椅子使用者用便房を1以上設けること。 (9) 政令第14条第2項の場合において、令和6年国土交通省告示第1074号の第5の第4号の算出方法により算出した車椅子使用者用便房の数の合計が0となるときは、便所のうち1以上に(4)に規定する車椅子使用者用便房を1以上設けること。 (10) 政令第14条第1項の規定により便所を設ける階を有する特別特定建築物（次に掲げる特別特定建築物を除く。）であって、床面積の合計1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものには、(4)に規定する車椅子使用者用便房を1以上設けること。 ア 公衆便所 イ 停車場等 ウ 物販店舗 エ ホテル等 オ 遊技場 カ クリーニング取次店等 キ 共同住宅 ク 寄宿舎 ケ 事務所等
7 ホテル等の客室	(1) 政令第16条第2項の規定によるものとする車椅子使用者用客室は、次に掲げるものとする。 ア 客室の出入口から当該客室に設ける便所及び浴室等までの経路の幅は、80センチメートル（これらの経路が内角90度以内に屈曲する箇所にあつては、100センチメートル）以上であること。 イ 客室内にベッドを置く場合にあっては、客室の出入口から当該ベッドの長辺の側までの経路の幅は、80センチメートル以上であること。 ウ 客室内の適切な場所に車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間が確保されているものであること。 エ 政令第16条第2項第1号の規定により設けるものとする便所は、次に掲げるものであること。 (ア) 政令第16条第2項第1号イの規定により設けるものとする車椅子使用者用便房は、便器の洗浄装置を光感知式等容易に操作ができるものであること。 (イ) 出入口の床面に高低差がある場合には、次に掲げる傾斜路を設けるものであること。 a 幅は、90センチメートル以上であること。 b 勾配は、12分の1を超えないものであること。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないものであること。 (ウ) 出入口の戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。 (エ) 便所内に、6の(2)のアの(ア)及び(ウ)に掲げる洗面所を設けるものであること。 (オ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (カ) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 オ 政令第16条第2項第2号の規定によるものとする浴室等は、次に掲げるものであること。 (ア) 出入口の戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。 (イ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (ウ) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 (エ) 洗いの床面から浴槽の縁は、40センチメートルから45センチメートルまでを標準とした出入りしやすい高さであること。 (2) 客室の総数が50室以上のホテル等にあっては、客の来訪及び非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を1以上設けること。 (3) 床面積の合計1,000平方メートル以上のホテル等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業又は旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設を除く。(3)及び(4)において同じ。)にあっては、車椅子使用者用客室以外の客室（(3)及び(4)において「一般客室」という。）までの経路は、次に掲げるものとする。 ア 次に掲げる経路のうちそれぞれ1以上を、階段又は段を設けない経路とすること。ただし、政令第19条第2項第4号に規定する傾斜路、同項第5号に規定するエレベーター又は同項第6号に規定するエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。 (ア) 道等から一般客室までの経路 (イ) ホテル等又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの経路 イ アの(ア)に掲げる経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性によりアの規定によることが困難である場合におけるアの規定の適用については、アの(ア)中「道等」とあるのは、「ホテル等の車寄せ」とする。

	(4) 床面積の合計 1,000 平方メートル以上のホテル等にあつては、一般客室（一の一般客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）は、次に掲げるもの（当該一般客室内の知事が別に定める和式の構造及び設備を有する部分にあつては、ア、カの(ウ)並びにキの(ウ)及び(エ)に掲げるもの）とすること。 ア 客室の出入口の幅は、80 センチメートル以上であること。 イ 客室内（次の(7)から(ウ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(7)から(ウ)までに定める部分を除く。）に階段又は段を設けないこと。ただし、建築物の用途の変更をしてホテル等にする場合は、この限りでない。 (7) 一の客室内に複数の階がある場合 当該客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分 (イ) 勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分 (ウ) 浴室等の内側に防水上必要な最低限度の高低差を設ける場合 当該高低差の部分 ウ 客室の出入口からカに規定する便所及びキに規定する浴室等までのそれぞれ 1 以上の経路の幅は、80 センチメートル（床面積が 18 平方メートル（2 以上のベッドを置く客室にあつては、22 平方メートル）以上の場合において、これらの経路が内角 90 度以内に屈曲する箇所にあつては、100 センチメートル）以上であること。ただし、床面積が 15 平方メートル（2 以上のベッドを置く客室にあつては、19 平方メートル）未満の場合は、この限りでない。 エ 客室内にベッドを置く場合にあつては、客室の出入口から 1 以上のベッドの長辺の側まで（床面積が 18 平方メートル（2 以上のベッドを置く客室にあつては、22 平方メートル）未満の場合にあつては、1 以上のベッドまで）の 1 以上の経路の幅は、80 センチメートル以上であること。ただし、床面積が 15 平方メートル（2 以上のベッドを置く客室にあつては、19 平方メートル）未満の場合は、この限りでない。 オ 客室内の適切な場所に車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が 18 平方メートル（2 以上のベッドを置く客室にあつては、22 平方メートル）未満の場合は、この限りでない。 カ 客室内に便所を設ける場合には、次に掲げる便所を 1 以上設けること。 (7) 出入口の幅は、75 センチメートル（床面積が 18 平方メートル（2 以上のベッドを置く客室にあつては、22 平方メートル）未満の場合にあつては、70 センチメートル）以上であること。 (イ) 車椅子使用者が便器及び洗面器に車椅子を使用して近づくことができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が 18 平方メートル（2 以上のベッドを置く客室にあつては、22 平方メートル）未満の場合は、この限りでない。 (ウ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 キ 客室内に浴室等を設ける場合には、次に掲げる浴室等を 1 以上設けること。 (7) 出入口の幅は、75 センチメートル（床面積が 18 平方メートル（2 以上のベッドを置く客室にあつては、22 平方メートル）未満の場合にあつては、70 センチメートル）以上であること。 (イ) 車椅子使用者が浴槽に車椅子を使用して近づくことができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が 18 平方メートル（2 以上のベッドを置く客室にあつては、22 平方メートル）未満の場合は、この限りでない。 (ウ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (エ) 適切な位置に手すりを設けるものであること。
8 敷地内の通路	(1) 政令第 17 条の規定によるものとする敷地内の通路は、次に掲げるものとする。 ア 段がある部分は、次に掲げるものであること。 (7) 政令第 12 条第 6 号並びに 3 の(1)、(3)、(4)、(6)及び(7)に掲げるものであること。 (イ) 停車場等にあつては、3 の(1)に掲げる手すりを両側に設けるものであること。 イ 傾斜路は、次に掲げるものであること。 (7) 4 の(2)及び(3)に掲げるものであること。 (イ) 勾配が 20 分の 1 を超える傾斜がある部分には、踊場を含め、側面の高さ 75 センチメートルから 85 センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 (2) 政令第 19 条第 2 項第 7 号の規定によるものとする敷地内の通路に排水溝を設ける場合には、次に掲げる溝蓋を設けること。 ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 イ 車椅子のキャスターが落ち込まないものであること。 (3) 視覚障害者等が利用する敷地内の通路は、道等から外部出入口までの経路のうち 1 以上を、政令第 22 条に規定する視覚障害者移動等円滑化経路とすること。ただし、停車場等を除く特別特定建築物であつて、視覚障害者の利用上支障がないものとして次に掲げる場合は、この限りではない。 ア 建築物を管理する者等が常時勤務する当該建築物の内部にある案内所から敷地の出入口を容易に視認できる場合 イ 敷地の出入口付近にモニター付きインターフォン等音声による誘導案内設備を設け、かつ、道等から当該設備までの経路が政令第 22 条第 2 項及び(5)に規定するものである場合 (4) 停車場等にあつては、(3)に掲げる敷地内の通路からエレベーター、便所及び乗車券等販売所までの経路は、政令第 22 条に規定する視覚障害者移動等円滑化経路とすること。 (5) 敷地内の通路の次に掲げる部分（視覚障害者等が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差等の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、ア及びイに掲げる部分のうち 2 の(2)のアからウまで、3 の(5)のア及びイ並びに 4 の(4)のアからエまでに掲げる部分並びに勾配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分及び高さが 16 センチメートルを超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分は、この限りでない。

		ア 段又は傾斜路の上端又は下端に近接する部分 イ 段又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分 ウ 車路に近接する部分 エ 車路を横断する部分
9	駐車場	(1) 政令第 18 条第 2 項の規定によるものとする車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。 ア 区画面及び付近の見やすい位置に、車椅子使用者用駐車施設である旨を J I S 適合図を用いて表示し、又は表示する標識を設けるものであること。 イ 駐車場の出入口の付近の見やすい位置に、車椅子使用者用駐車施設を設けている旨を J I S 適合図を用いて表示し、車椅子使用者用駐車施設へ誘導する案内板を設けるものであること。ただし、当該出入口の付近から当該駐車施設の位置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 (2) 政令第 18 条第 1 項の場合において、令和 6 年国土交通省告示第 1072 号本則第 1 号及び第 2 号に掲げる場合に該当するときは、(1)に規定する車椅子使用者用駐車施設を 1 以上設けること。 (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場で駐車施設の数が 30 以上のものを設ける場合には、令和 6 年国土交通省告示第 1072 号本則第 1 号及び第 2 号に掲げる場合を除き、(1)に規定する車椅子使用者用駐車施設を政令第 18 条第 1 項各号に定める数以上設けること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。 (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場で駐車施設の数が 30 以上のものを設け、かつ、令和 6 年国土交通省告示第 1072 号本則第 1 号及び第 2 号に掲げる場合には、(1)に規定する車椅子使用者用駐車施設を 1 以上設けること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。
10	浴室等	(1) 次に掲げる特別特定建築物に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室（寝室又は客室の内部に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上。以下 10 において同じ。）を車椅子使用者が円滑に利用できるものとする。 ア 次に掲げる特別特定建築物であって、床面積の合計 1,000 平方メートル以上のもの (7) 病院等 (イ) 老人ホーム等（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。） (ウ) 公衆浴場 イ 床面積の合計 5,000 平方メートル以上のホテル等 (2) (1)により設ける浴室は、次に掲げるものとする。 ア 出入口の幅は、80 センチメートル以上であること。 イ 出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であって、かつ、その前後に高低差がないものであること。 ウ 出入口の戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。 エ 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 オ 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているものであること。 カ 洗い場の床面から浴槽の縁は、40 センチメートルから 45 センチメートルまでを標準とした、出入りしやすい高さであること。 (3) 次に掲げる特別特定建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するシャワー室を設ける場合には、そのうち 1 以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとする。 ア 学校 イ 老人ホーム等（主として高齢者、障害者等が利用するものであって、床面積の合計 1,000 平方メートル以上のものに限る。） ウ 運動施設（床面積の合計 1,000 平方メートル以上のものに限る。） (4) (3)により設けるシャワー室は、次に掲げるものとする。 ア 出入口の幅が 80 センチメートル以上であるシャワー用の区画を 1 以上設けるものであること。 イ 更衣用の区画を設ける場合には、そのうち 1 以上を出入口の幅が 80 センチメートル以上とするものであること。 ウ 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 エ シャワー用の区画に手すりを設けるものであること。 オ シャワー室に固定式の腰掛台を設ける場合には、高さは、40 センチメートルから 45 センチメートルまでであること。
11	劇場等の客席	政令第 15 条の規定により設ける車椅子使用者用部分の奥行きは、140 センチメートル以上とすること。
事項 12 1 から 11 までに 共通する	(1) 移動等円滑化経路	次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち 1 以上を、移動等円滑化経路にすること。 ア 建築物（学校及び共同住宅等の施設を除く。）の地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路（当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。） イ 建築物が共同住宅又は寄宿舎である場合 道等から当該共同住宅の住戸又は当該寄宿舎の寝室までの経路（当該住戸及び寝室の出入口並びに 1 の階と他の階との間の上下の移動に係る部分を除く。）
	(2) 標識	次に掲げる特別特定建築物にあっては、移動等円滑化の措置がとられた階段の付近の見やすい位置に、当該階段があることを J I S 適合図を用いて表示する標識を設けること。ただし、当該階段を容易に視認できる場合は、この限りでない。 ア イからエまでに掲げる建築物を除く特別特定建築物であって、床面積の合計 1,000 平方メートル以上のもの

	イ 官公署及び停車場等 ウ 公衆便所 床面積の合計 50 平方メートル以上のもの エ 次に掲げる特別特定建築物であって、床面積の合計 2,000 平方メートル以上のもの (ア) 学校 (イ) 物販店舗 (ウ) ホテル等 (エ) 遊技場 (オ) クリーニング取次店等 (カ) 共同住宅 (キ) 寄宿舍
(3) 案内設備	ア 政令第 21 条第 1 項の規定により設けるものとする案内板は、J I S 適合図を用いて表示すること。 イ 政令第 21 条第 1 項の規定により設けるものとする案内板その他の設備は、移動等円滑化の措置がとられた階段の配置を表示するものとする。ただし、当該階段の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 ウ 政令第 21 条第 2 項の規定により設けるものとする設備は、移動等円滑化の措置がとられた階段及び駐車施設の配置を表示するものとする。
(4) 案内設備までの経路	政令第 22 条第 2 項の規定によるものとする視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分は、視覚障害者に対し段差等の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、ア及びイに掲げる部分のうち 2 の (2) のアからウまで、3 の (5) のア及びイ並びに 4 の (4) のアからエまでに掲げる部分は、この限りでない。 ア 段又は傾斜路の上端に近接する部分（視覚障害者等が利用するものであって、段又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものに限る。）又は下端に近接する部分 イ 段又は傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（視覚障害者等が利用するものであって、段又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものに限る。）又は下端に近接する踊場の部分 ウ 車路を横断する部分

別表第 4 の 5 小規模購買施設等整備基準（第 12 条の 6 関係）

整備箇所	整備基準
1 出入口	高齢者等が利用する主たる外部出入口は、別表第 3 の第 1 の 2 の (1) 及び (2) のアからウまでに掲げるものとする。
2 廊下等	高齢者等が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。 (1) 別表第 3 の第 1 の 3 の (1) のア及びウに掲げるものとする。 (2) 床面に高低差がある場合には、別表第 3 の第 1 の 5 の (1) のアからオまで及び (2) のアからウまでに掲げる傾斜路又は同表の第 1 の 6 の (4) のア及びイに掲げる特殊構造昇降機を設けること。
3 階段	高齢者等が利用する階段は、別表第 3 の第 1 の 4 の (1)、(2) 及び (4) から (9) までに掲げるものとする。
4 便所	ホテル等にあつては、高齢者等が利用する便所（客室の内部に設けるものを除く。）のうち 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）は、別表第 3 の第 1 の 7 の (2) のアの (7) 及び (イ)、(3) 並びに (4) のイからエまでに掲げるものとする。
5 敷地内の通路	(1) 高齢者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。 ア 別表第 3 の第 1 の 9 の (1) のア及びイに掲げるものとする。 イ 道等から外部出入口までの敷地内の通路のうち 1 以上は、次に掲げるものとする。 (ア) 幅は、120 センチメートル以上とすること。 (イ) 別表第 3 の第 1 の 9 の (2) のウに掲げるものとする。 (ウ) 路面に高低差がある場合には、別表第 3 の第 1 の 5 の (1) のアからオまで及び (2) のアからウまでに掲げる傾斜路又は別表第 3 の第 1 の 6 の (4) のア及びイに掲げる特殊構造昇降機を設けること。 (2) 視覚障害者等が利用する敷地内の通路は、別表第 3 の第 1 の 9 の (3) のアからウまでに掲げるものとする。

別表第 5（第 13 条関係）

第 1 住宅の専用部分に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 敷地内の通路	(1) 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。 (2) 階段を設置する場合にあつては、次のいずれにも該当するものとする。 ア 踏面の寸法は、24 センチメートル以上であること。 イ 蹴上げの寸法に 2 を乗じて得たものと踏面の寸法の合計が、55 センチメートル以上 65 センチメートル以下であること。 ウ 段は識別しやすいものであること。 エ 側面の高さ 75 センチメートルから 85 センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置し、又は当該手すりを設置するための下地を設けるものであること。 (3) 傾斜路を設置する場合にあつては、(2) のエに該当するものとする。
2 玄関	(1) 出入口の有効幅員は、80 センチメートル以上とし、これによる整備が困難な場合にあつては、75 センチメートル以上とすること。 (2) 出入口のくつずりと敷地が接する部分の高低差は、2 センチメートル以下とし、当該くつずりと土間が接する部分の高低差は、5 ミリメートル以下とすること。

	(3) 土間の表面の仕上げは、滑りにくいものとする。 (4) 上がりがまちは、安全上支障のない高さとする。 (5) 上がりがまち（式台を設置する場合にあっては、式台を含む。）の段を識別しやすいものとする。 (6) 上がりがまちの側壁に握りやすい形状の手すりを設置し、又は当該手すりを設置するための下地を設けること。 (7) 式台及び靴の着脱を容易にするためのいす等を設置できる空間を確保すること。
3 廊下等	(1) 有効幅員は、85 センチメートル以上とし、これによる整備が困難な場合にあっては、78 センチメートル以上とする。 (2) 側壁の高さ 70 センチメートルから 80 センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置し、又は当該手すりを設置するための下地を設けること。 (3) 屈曲部及び出入口に接する部分に車椅子の転回が可能な空間を確保し、又は軽微な改造により当該空間を確保することができるよう措置を講ずること。
4 階段	(1) 勾配は、1 分の 1 以下とし、かつ、1 の (2) のイに該当するものとする。ただし、踊場を設置する場合は、この限りでない。 (2) 階段の側面の高さ 70 センチメートルから 80 センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置し、又は当該手すりを設置するための下地を設けること。 (3) 手すりの端部は、下方に曲げる等通行する際に支障とならない形状とする。 (4) 蹴込板及び滑り止めを設置すること。 (5) 踏面は、蹴込板から著しく突出させないこと。 (6) 段を識別しやすいものとする。 (7) 階段の上端部又は下端部は、上階又は下階の廊下の通行の支障とならない構造とする。 (8) 回り段を設ける場合にあっては、1 の段につき回る角度を 45 度以上の一定の角度とする等安全上支障のないものとする。
5 便所	(1) 出入口の有効幅員は、80 センチメートル以上とする。ただし、これによる整備が困難な場合にあっては、当該有効幅員は、75 センチメートル以上とし、又は軽微な改造により 80 センチメートル以上とすることができるよう措置を講ずること。 (2) 出入口に段を設けないこと。 (3) 介助のしやすい広さを確保し、又は軽微な改造により介助のしやすい広さを確保することができるよう措置を講ずること。 (4) 戸は、引き戸式又は外開き戸式とし、かつ、施錠装置は、外部から解錠できる構造とする。 (5) 便器は、腰掛式とする。 (6) 便器の両側に手すりを設置し、又は手すりを設置するための下地を設けること。
6 洗面所及び脱衣所	(1) 出入口の有効幅員は、80 センチメートル以上とする。ただし、これによる整備が困難な場合にあっては、当該有効幅員は、75 センチメートル以上とし、又は軽微な改造により 80 センチメートル以上とすることができるよう措置を講ずること。 (2) 出入口に段を設けないこと。 (3) 洗面所にある洗面器は、高さ 70 センチメートルから 80 センチメートルまでの位置に設置すること。 (4) 脱衣所にある衣服の着脱を容易にするための手すりを設置し、又は当該手すりを設置するための下地を設けること。
7 浴室	(1) 出入口の有効幅員は、65 センチメートル以上とし、これによる整備が困難な場合にあっては、60 センチメートル以上とする。 (2) 内法寸法は、短辺 140 センチメートル以上とし、かつ、有効面積は、2.5 平方メートル以上とする。ただし、これによる整備が困難な場合にあっては、内法寸法は、短辺 120 センチメートル以上とし、かつ、有効面積は、1.8 平方メートル以上とする。 (3) 出入口の戸は、引き戸式とし、かつ、施錠装置は、外部から解錠できる構造とする。ただし、これによる整備が困難な場合にあっては、当該戸を緊急時に救出しやすい構造のものとする。 (4) 出入口の床面に高低差を設けないこととし、これによる整備が困難な場合にあっては、当該床面の高低差は、12 センチメートル以下とする。 (5) 洗い場の床面は、滑りにくい仕上げとする。 (6) 洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さは、50 センチメートル以下とする。 (7) 浴槽及び洗い場に手すりを設置し、又は手すりを設置するための下地を設けること。
8 居室	(1) 次のいずれにも該当するものとする。 ア 出入口の有効幅員は、80 センチメートル以上とする。ただし、これによる整備が困難な場合にあっては、当該有効幅員は、75 センチメートル以上とし、又は軽微な改造により 80 センチメートル以上とすることができるよう措置を講ずるものであること。 イ 出入口に段を設けないものであること。 (2) 1 以上の居室を次のいずれにも該当するものとする。 ア 便所と同一階に近接して設置されたものであること。 イ 玄関、洗面所、浴室及び食事室（以下「玄関等」という。）と同一階に設置されたもの又は軽微な改造により玄関等と同一階に設置されることとなるよう措置が講ぜられたものであること。ただし、当該居室が設置された階と玄関等が設置された階の間に特殊構造昇降機（建築基準法施行令第 129 条の 3 第 2 項第 1 号に掲げる昇降機をいう。）が設置されている場合は、この限りでない。 ウ 出入口の有効幅員は、80 センチメートル以上とし、これによる整備が困難な場合にあっては、75 セン

	ンチメートル以上とするものであること。 エ 介助のしやすい広さを確保し、又は軽微な改造により介助のしやすい広さを確保することができるよう措置を講ずるものであること。 オ 緊急時に避難がしやすいよう措置を講ずるものであること。
9 バルコニーその他これに類するもの	出入口の段は、安全上支障のない高さ及び形状とすること。
10 設備及び建具	(1) 給水給湯設備、電気設備及びガス設備は、安全性に配慮されたものとし、かつ、操作が容易なものとすること。 (2) 照明設備を安全上必要な箇所に設置し、十分な照度を確保すること。 (3) 便所、浴室及び8の(2)のアからオまでに該当する居室に緊急時に救助を求めるための装置を設置し、又は当該装置を設置できるよう措置を講ずること。 (4) 台所にガス漏れを入居者に知らせるための装置を設置し、又は当該装置を設置できるよう措置を講ずること。 (5) 寝室、寝室に至る階段及び台所に火災を入居者に知らせるための装置を設置し、又は当該装置を設置できるよう措置を講ずること。 (6) 冷房装置及び暖房装置を設置できるようコンセント等を設置すること。 (7) 建具のとっ手及び施錠装置は、使用しやすいものとする。

第2 一の建築物に存する戸数が20戸以下である共同住宅の共用部分に関する整備基準

整備箇所		整備基準
1 敷地内の通路		(1) 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。 (2) 敷地の接する道路から外部出入口までの敷地内の通路の1以上を次のいずれにも該当するものとする。 ア 路面に高低差がある場合にあっては、次のいずれにも該当する傾斜路又は車椅子で利用できる特殊構造昇降機を設置するものであること。 (7) 有効幅員は、120センチメートル(階段を併設する場合にあっては、90センチメートル)以上であること。 (イ) 勾配は、12分の1(高低差が10センチメートル未満の場合にあっては、8分の1)以下であること。 (ウ) 高低差が75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高低差75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設置するものであること。 (エ) 縁端部に5センチメートル以上の立ち上がり又は側壁を設置するものであること。 (オ) 側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置するものであること。 (カ) 表面の色彩は、当該傾斜路の踊場及び当該傾斜路に接する部分の色彩と識別しやすいものであること。 イ 有効幅員は、120センチメートル以上であること。 ウ 車椅子で利用できる特殊構造昇降機を設置する場合にあっては、昇降路の出入口に接する部分に水平面を設置するものであること。 エ 排水溝を設ける場合にあっては、次のいずれにも該当する溝蓋を設置すること。 (7) 表面は、滑りにくいものであること。 (イ) 車椅子のキャスターが落ち込まないものであること。 オ 自動車用の通路と分離するものであること。
2 外部出入口	(1) 幅員等	1以上を次のいずれにも該当する外部出入口とすること。 ア 有効幅員は、80センチメートル以上であること。 イ 戸の1以上は、引き戸式又は手動の開き戸式であること。 ウ 戸の全面が透明な場合にあっては、衝突を防止するための措置を講ずるものであること。 エ 車椅子を使用する者が通過する際に支障となる段を設けないものであること。
	(2) 開閉用水平面	床面積の合計1,000平方メートル以上である建築物の外部出入口にあっては、その1以上を車椅子を使用する者が戸を開閉するために必要な水平面を戸の前後に設置するものとする。
	(3) 敷地内の通路との連結	(1)及び(2)に該当する外部出入口にあっては、その1以上を1の(1)及び(2)に該当する敷地内の通路と連結すること。
3 床面(利用者の用に供しない部分を除く。)		滑りにくい仕上げとすること。
4 廊下等(利用者の用に供しない)		次のいずれにも該当するものとする。 (1) 床面に高低差がある場合にあっては、1の(2)のアの(7)から(カ)までに該当する傾斜路又は車椅子で利用できる特殊構造昇降機を設置するものであること。

い部分を除く。)	(2) 車椅子で利用できる特殊構造昇降機を設置する場合にあっては、昇降路の出入口に接する部分に水平面を設置するものであること。
5 階段（利用者の用に供しない部分を除く。）	(1) 階段の側面の高さ 75 センチメートルから 85 センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置すること。 (2) 手すりを階段の両側に連続して設置すること。 (3) 側面が壁でない場合にあっては、側板又は立ち上がりを設置すること。 (4) 蹴込板及び滑り止めを設置すること。 (5) 踏面は、蹴込板から著しく突出させないこと。 (6) 段を識別しやすいものとする。 (7) 主たるものを回り階段以外のものとする。
6 エレベーター	籠の間口 100 センチメートル以上で奥行き 110 センチメートル以上のものを設置する場合にあっては、その 1 以上を次のいずれにも該当するものとする。 (1) 籠及び昇降路の出入口の有効幅員は、80 センチメートル以上であること。 (2) 籠の平面形状は、車椅子の転回が可能なるものであること。 (3) 乗り場のボタンは、高さ 80 センチメートルから 110 センチメートルまでの位置に設置するものであること。 (4) 籠内の高さ 80 センチメートルから 110 センチメートルまでの位置に車椅子を使用する者が利用しやすい専用の操作盤を設置するものであること。 (5) 籠内には、籠が停止する予定の階を表示する装置及び籠の現在位置を表示する装置を設置するものであること。 (6) 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設置するものであること。 (7) 戸は、緩やかに開閉するものとし、かつ、開いている時間を車椅子による乗降に配慮したものであること。 (8) 籠の出入口に利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設置するものであること。 (9) 籠内に戸の開閉状態を確認することができる鏡を設置するものであること。 (10) 籠内の左右両面の側板の高さ 75 センチメートルから 85 センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置するものであること。 (11) 乗り場及び籠内の一般用の操作盤のボタンの内容の表示並びに乗り場の階名の表示について点字による表示を行うものであること。 (12) 乗り場には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設置するものであること。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設置されている場合は、この限りでない。 (13) 乗り場の幅及び奥行きは、それぞれ 150 センチメートル以上であること。 (14) 昇降路の出入口に接する乗り場の部分に水平面を設置するものであること。 (15) 籠内に、文字及び音声により非常時の情報を知らせる装置を設けること。 (16) 籠内に、点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けること。